

国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の見直しについて

大学設置基準等の一部改正【概要】

1. 国際連携教育課程制度の緩和

改正の趣旨

国際連携教育課程制度創設時においては、外国の大学の教育資源を活用して教育課程を編成する初めての制度であったため、国際連携学科等の設置に当たっては、その都度大学設置・学校法人審議会での認可を得る必要がある等の慎重な制度設計となっていた。制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、その質を担保しつつ所要の見直しを行うため、大学設置基準等の一部及び関係告示を改正し、国際連携教育課程の拡大に繋げる。

主な改正の内容

1 国際連携教育課程の定員

国際連携学科等を設ける大学の学部等の**定員の内数2割を上限とする制限を撤廃するものとする**。これに伴い、国際連携学科等を設ける大学等は、外国における災害その他の事由により**外国の大学等と連携した教育研究の継続が困難と認められる事態に備え、あらかじめ計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講じるものとする**。

2 共同開設科目

3に記載のとおり最低修得単位数を見直すことに伴い、共同開設科目の履修により修得した単位は、各連携外国大学における最低修得単位数に加え、国際連携学科を設ける大学等における最低修得単位数にも算入できないものとし、それぞれの最低修得単位数に達するまでは、国際連携学科等を設ける大学等及び各連携外国大学において修得した単位とすることはできないものとする。

3 国際連携教育課程に係る卒業の要件

我が国の大学等及び連携外国大学それぞれにおいて例えば、**大学の学士課程においては31単位以上を修得するものとする**。

4 国際連携教育課程に係る専任教員数、施設及び設備

学部の定員の2割の範囲内で国際連携学科の定員を定める規定の廃止に伴い、**母体となる学部等における資源の一部を活用することを前提とした規定の見直しを行うこと**。

5 共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程の編成等

国際連携学科等を設ける二以上の大学は連携して教育研究を実施することができるものとし、その場合（以下「共同国際連携教育課程の場合」という。）の所要の読替規定を整備すること。

共同国際連携教育課程の場合において、それぞれの大学が共同して同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。これに伴い、大学は、学生が連携して教育研究を実施する他の大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、自大学の国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。共同国際連携教育課程の場合について、国際連携学科に係る専任教員の数、校地の面積、校舎の面積、施設及び設備に係る規定を整備するものとする。

※ 大学設置基準等には、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準が含まれる。

2. 施行期日

令和4年8月1日

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

文部科学大臣 末松 信介

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

第一章	総則（第一条—第二条の三）
第二章	教育研究上の基本組織（第三条—第六条）
第三章	教員組織（第七条—第十三条）
第四章	教員の資格（第十三条の二—第十七条）
第五章	収容定員（第十八条）
第六章	教育課程（第十九条—第二十六条）
第七章	卒業の要件等（第二十七条—第三十三条）
第八章	校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条—第四十条の四）
第九章	事務組織等（第四十一条—第四十二条の三）
第九章の二	学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）
第十章	専門職学科に関する特例（第四十二条の四—第四十二条の十）
（三）	
第十一章	共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条）
第十二章	工学に関する学部の教育課程等に関する特例（第四十九条の二—第四十九条の四）
第十三章	国際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条の八）
第十四章	雑則（第五十七条—第六十条）
附則	
（学部以外の基本組織）	
第六条	〔略〕
2	〔略〕
3	この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以

目次

第一章	総則（第一条—第二条の三）
第二章	教育研究上の基本組織（第三条—第六条）
第三章	教員組織（第七条—第十三条）
第四章	教員の資格（第十三条の二—第十七条）
第五章	収容定員（第十八条）
第六章	教育課程（第十九条—第二十六条）
第七章	卒業の要件等（第二十七条—第三十三条）
第八章	校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条—第四十条の四）
第九章	事務組織等（第四十一条—第四十二条の三）
第九章の二	学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）
第十章	専門職学科に関する特例（第四十二条の四—第四十二条の十）
（三）	
第十一章	共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条）
第十二章	工学に関する学部の教育課程等に関する特例（第四十九条の二—第四十九条の四）
第十三章	国際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条）
第十四章	雑則（第五十七条—第六十条）
附則	
（学部以外の基本組織）	
第六条	〔同上〕
2	〔同上〕
3	この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用す

外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(国際連携学科の設置)

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学(外国の専門職大学に相当する大学を含む。以下この章において同じ。)と連携して教育研究を実施するための学科(第五条の課程を含む。)(以下「国際連携学科」という。)を設けることができる。

2 大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける大学は、外国における災害その他の事由により外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学(以下「連携外国大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第五十二条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にか

る場合に限る。)、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(国際連携学科の設置)

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科(第五条の課程を含む。)(以下「国際連携学科」という。)を設けることができる。

2 大学は、学部、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割(一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割)を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学(以下「連携外国大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

「同上」

(共同開設科目)

第五十二条 「同上」

かわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該大学及び連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により当該大学及びそれぞれの連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学及び連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第五十三条 国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学

2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第五十三条 「同上」

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学

科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条 「項を削る。」

〔1〕 国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

（国際連携学科を設ける二以上の大学が国際連携学科において連携し

科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。

〔同上〕

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条 「同上」

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条 「1」 第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

て教育研究を実施する場合の適用)

第五十六条の二 国際連携学科を設ける二以上の大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第五十一条第二項、第五十二条及び第五十四条の規定の適用については、第五十一条第二項及び第五十二条中「国際連携学科を設ける大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以上の大学」と、「、連携外国大学」とあるのは「、それぞれの大学及び連携外国大学」と、「当該大学」とあるのは「それぞれの大学」と、第五十四条中「国際連携学科を設ける大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける大学」とする。

「条を加える。」

(国際連携学科を設ける二以上の大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成)

第五十六条の三 前条の場合(以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。)にあつては、当該二以上の大学は、第十九条

「条を加える。」

第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

「条を加える。」

第五十六条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学は、学生が当該二以上の大学のうち一の大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位(第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。)を、当該二以上の大学のうち他の大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数)

第五十六条の五 第五十五条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課

「条を加える。」

程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第十三条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数(次項において「全体専任教員数」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。)以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る大学別専任教員数(前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数)が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イ(1)若しくは(2)の表の下欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあつては、中欄)に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数(以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。)に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積)

第五十六条の六 第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平

「条を加える。」

方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）

第五十六条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの大学における第三十七条の二の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第四十八条第一項」とあるのは、「第四十八条第一項又は第五十六条の七第二項」とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ（1）若しくは（2）又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。

3 第三十七条の二及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条の八 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がな

「条を加える。」

「条を加える。」

いと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職大学設置基準の一部改正)

第二条 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第八条）
 第三章 収容定員（第九条）
 第四章 教育課程（第十条―第二十一条）
 第五章 卒業の要件等（第二十二条―第三十条）
 第六章 教員組織（第三十一条―第三十六条）
 第七章 教員の資格（第三十七条―第四十二条）
 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条―第五十四条）
 第九章 事務組織等（第五十五条―第五十八条）
 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十九条―第六十五条）
 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十六条―第七十二条の八）
 第十二章 雑則（第七十三条・第七十四条）
 附則

（学部以外の基本組織）

第八条 「略」

2 「略」

3 この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第七十一条、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（国際連携学科の設置）

第六十六条 専門職大学は、その学部の教育上の目的を達成するために

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第八条）
 第三章 収容定員（第九条）
 第四章 教育課程（第十条―第二十一条）
 第五章 卒業の要件等（第二十二条―第三十条）
 第六章 教員組織（第三十一条―第三十六条）
 第七章 教員の資格（第三十七条―第四十二条）
 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十三条―第五十四条）
 第九章 事務組織等（第五十五条―第五十八条）
 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十九条―第六十五条）
 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十六条―第七十二条）
 第十二章 雑則（第七十三条・第七十四条）
 附則

（学部以外の基本組織）

第八条 「同上」

2 「同上」

3 この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第七十一条、第七十二条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

（国際連携学科の設置）

第六十六条 「同上」

必要があると認められる場合には、学部、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学に相当する大学と連携して教育研究を実施するための学科（第七条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 専門職大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける専門職大学は、外国における災害その他の事由により外国の専門職大学に相当する大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十七条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第六十八条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単

2 専門職大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十七条 国際連携学科を設ける専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する以上の外国の専門職大学に相当する大学（以下「連携外国専門職大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 「同上」

（共同開設科目）

第六十八条 「同上」

2 国際連携学科を設ける専門職大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位（修業年限が二年の専門職大学の前期課程にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職大学の前期課程にあつては二十三単

位（夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位）を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により当該専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学及び連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十九条 国際連携学科を設ける専門職大学は、学生が連携外国専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業等の要件）

第七十条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 国際連携学科に係る修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

位（夜間等三年制前期課程にあつては、十五単位）を超えない範囲で、当該専門職大学又は連携外国専門職大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学において修得した単位数が、第七十条第一項の規定により連携外国専門職大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十九条 「同上」

（国際連携学科に係る卒業等の要件）

第七十条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十九条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 国際連携学科に係る修業年限が二年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以

4 前項の規定にかかわらず、夜間学部等の国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第五項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 前各項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十三条の二、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第七十一条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第三十五条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第七十二条 「項を削る。」

〔1〕 国際連携学科を設ける専門職大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

上を修得することとする。

4 前項の規定にかかわらず、夜間学部等の国際連携学科に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第三十条第五項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することにも、それぞれの連携外国専門職大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

5 「同上」

（国際連携学科に係る専任教員数）

第七十一条 「同上」

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第七十二条 〔1〕 第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

〔国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用〕

第七十二条の二 国際連携学科を設ける二以上の専門職大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第六十七条第二項、第六十八条及び第七十条の規定の適用については、第六十七条第二項及び第六十八条中「国際連携学科を設ける専門職大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以上の専門職大学」と、「連携外国専門職大学」とあるのは「それぞれの専門職大学及び連携外国専門職大学」と、「当該専門職大学」とあるのは「それぞれの専門職大学」と、第七十条中「国際連携学科を設ける専門職大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける専門職大学」とする。

〔国際連携学科を設ける二以上の専門職大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成〕

第七十二条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の専門職大学は、第十条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定〕

第七十二条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学は、学生が当該二以上の専門職大学のうち一の専門職大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学のうち他の専門職大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数〕

第七十二条の五 第七十一条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る専任教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第三十五条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職大学別専任教員数」という。）以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る専門職大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る専門職大学別専任教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イの表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数（以下この項において「最小専門職大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小専門職大学別専任教員数以上とする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積〕

第七十二条の六 第四十六条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積について

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

は、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積)

第七十二条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職大学における第四十七条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十四条第一項又は第七十二条の七第二項」とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第二イ又はロの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「専門職大学別校舎面積」という。)以上とする。

3 第四十七条及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに専門職大学別校舎面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備)

第七十二条の八 前二条に定めるもののほか、第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じ

「条を加える。」

「条を加える。」

て必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）
- 第三章 教員組織（第八条―第九条の二）
- 第四章 収容定員（第十条）
- 第五章 教育課程（第十一条―第十五条）
- 第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）
- 第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）
- 第八章 独立大学院（第二十三条―第二十四条）
- 第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）
- 第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）
- 第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）
- 第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三）
- 第十二章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条の五）
- 第十三章 雑則（第四十二条―第四十六条）
- 附則

（共同教育課程の編成）

第三十一条 二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 教育研究上の基本組織（第五条―第七条の三）
- 第三章 教員組織（第八条―第九条の二）
- 第四章 収容定員（第十条）
- 第五章 教育課程（第十一条―第十五条）
- 第六章 課程の修了要件等（第十六条―第十八条）
- 第七章 施設及び設備等（第十九条―第二十二条の四）
- 第八章 独立大学院（第二十三条―第二十四条）
- 第九章 通信教育を行う課程を置く大学院（第二十五条―第三十条）
- 第九章の二 研究科等連係課程実施基本組織に関する特例（第三十条の二）
- 第十章 共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）
- 第十一章 工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二・第三十四条の三）
- 第十二章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）
- 第十三章 雑則（第四十二条―第四十六条）
- 附則

（共同教育課程の編成）

第三十一条 二以上の大学院は、その大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部

係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。)を編成することができる。

2 「略」

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 大学院は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学院(国際連合大学を含む。以下同じ。)と連携して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」という。)を設けることができる。

2 大学院は、国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻を設ける大学院は、外国における災害その他の事由により外国の大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第三十七条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける大学院が前項の授業科目(以下この項におい

として修得するものを除く。)を編成することができる。

2 「略」

(国際連携専攻の設置)

第三十五条 「同上」

2 大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割(一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割)を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第三十六条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

2 「同上」

(共同開設科目)

第三十七条 「同上」

2 国際連携専攻を設ける大学院が前項の授業科目(以下この項におい

て「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により当該大学院及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該大学院及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第三十八条 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする)博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条(二)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

て「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、五単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第三十八条 「同上」

2 「同上」

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条第一項(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする)博士課程の前期の課程にあつては、第十六条第一項及び第十六条(二)に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件(第十七条第三項本文に規定する場合を除く。)は、同条第一項又は第二項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において準用する大学設置基準第二十七条の三若しくは第十五条において読み替えて準用する同令第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において読み替えて準用する同令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数のうち一人（一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人）を大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

〔項を削る。〕

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条 「項を削る。」

〔1〕 国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

修により十単位以上を修得することとする。

3 「同上」

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条 「同上」

2 第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条 「1」 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

〔国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用〕

第四十一条の二 国際連携専攻を設ける二以上の大学院（専門職大学院を除く。以下のこの章において同じ。）は、国際連携専攻において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条の規定の適用については、第三十六条第二項及び第三十七条中「国際連携専攻を設ける大学院」とあるのは「国際連携専攻を設ける二以上の大学院」と、「連携外国大学院」とあるのは「、連携外国大学院」と、「当該大学院」とあるのは「それぞれの大学院」と、第三十九条中「国際連携専攻を設ける大学院」とあるのは「それぞれの国際連携専攻を設ける大学院」とする。

〔国際連携専攻を設ける二以上の大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成〕

第四十一条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学院のうち一の大学院が開設する授業科目を、当該二以上の大学院のうち他の大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定等〕

第四十一条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、学生が当該二以上の大学院のうち一の大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の大学院のうち他の大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学院は、学生が当該二以上の大学院のうち一の大学院において受けた国際連携

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

教育課程に係る研究指導を、当該二以上の大学院のうち他の大学院において受けた当該国際連携教育課程に係るものとそれぞれみなすものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備〕

第四十一条の五 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

〔条を加える。〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第四条 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第二章 教員組織（第四条・第五条）
 - 第三章 教育課程（第六条—第十一条）
 - 第四章 課程の修了要件等（第十二条—第十六条）
 - 第五章 施設及び設備等（第十七条）
 - 第六章 法科大学院（第十八条—第二十五条）
 - 第七章 教職大学院（第二十六条—第三十一条）
 - 第八章 共同教育課程に関する特例（第三十二条—第三十四条）
 - 第九章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条—第四十四条）
 - 第十章 雑則（第四十五条）
- 附則

（共同教育課程の編成）

第三十二条 二以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2

（国際連携専攻の設置）

第三十五条 専門職大学院（法科大学院を除く。以下この章において同じ。）は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると

改正前

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第二章 教員組織（第四条・第五条）
 - 第三章 教育課程（第六条—第十一条）
 - 第四章 課程の修了要件等（第十二条—第十六条）
 - 第五章 施設及び設備等（第十七条）
 - 第六章 法科大学院（第十八条—第二十五条）
 - 第七章 教職大学院（第二十六条—第三十一条）
 - 第八章 共同教育課程に関する特例（第三十二条—第三十四条）
 - 第九章 国際連携専攻に関する特例（第三十五条—第四十一条）
 - 第十章 雑則（第四十二条）
- 附則

（共同教育課程の編成）

第三十二条 二以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2

（国際連携専攻の設置）

第三十五条 「同上」

認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職大学院に相当する大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2 専門職大学院は、国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、外国における災害その他の事由により外国の専門職大学院に相当する大学院と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携専攻の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第三十六条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育を実施する一以上の外国の専門職大学院に相当する大学院（以下「連携外国専門職大学院」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第三十七条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあっては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超え

2 専門職大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第三十六条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育を実施する一以上の外国の専門職大学院に相当する大学院（以下「連携外国専門職大学院」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

2 「同上」

（共同開設科目）

第三十七条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、第六条の規定にかかわらず、連携外国専門職大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあっては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超え

ない範囲)で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該専門職大学院及び連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により当該専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職大学院及び連携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第三十八条 国際連携専攻を設ける専門職大学院は、学生が連携外国専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために必要と認められる場合は、この限りでない。

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職

ない範囲)で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第三十八条 「同上」

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 国際連携教育課程である専門職学位課程の修了の要件は、第十五条第一項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 「同上」

3 国際連携教育課程である教職大学院の課程の修了の要件は、第一項の規定にかかわらず、第二十九条第一項又は第三項に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける教職大学院において国際連携教育課程に係

大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十二条の二、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

〔条を削る。〕

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十条 〔項を削る。〕

〔1〕 国際連携専攻を設ける専門職大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

（国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の適用）

第四十一条 国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院は、国際連携

る授業科目の履修により二十三単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により七単位以上を修得することとする。

4 〔同上〕

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条 第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条 〔1〕 次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける専門職大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

〔条を加える。〕

専攻において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条の規定の適用については、第三十六条第二項及び第三十七条中「国際連携専攻を設ける専門職大学院」とあるのは「国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院」と、「連携外国専門職大学院」とあるのは「それぞれの専門職大学院及び連携外国専門職大学院」と、「当該専門職大学院」とあるのは「それぞれの専門職大学院」と、第三十九条中「国際連携専攻を設ける専門職大学院」とあるのは「それぞれの専門職大学院」と、「国際連携専攻を設ける教職大学院」とあるのは「それぞれの国際連携専攻を設ける教職大学院」とする。

〔国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が国際連携専攻において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成〕

第四十二条 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の専門職大学院は、第六条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定〕

第四十三条 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職大学院は、学生が当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備〕

第四十四条 次条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

から第二十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの専門職大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(その他の基準)

第四十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二、第三十二条第二項及び第三十八条第二項を除く。）の定めるところによる。

2 「略」

(その他の基準)

第四十二条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二及び第三十二条第二項を除く。）の定めるところによる。

2 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(短期大学設置基準の一部改正)

第五条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の三）
 第二章 学科（第三条・第三条の二）
 第三章 学生定員（第四条）
 第四章 教育課程（第五条―第十二条）
 第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）
 第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）
 第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）
 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）
 第九章 事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）
 第十章 専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十）
 第十一章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）
 第十二章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条の八）
 第十三章 雑則（第五十条―第五十二条）
 附則

（国際連携学科の設置）

第四十三条 短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の短期大学（外国の専門職短期大学に相当する短期大学を含む。以下この章において同じ。）と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける短期大学は、外国における災害その他の事由により外国の短期大学と連携した教育研究を継続することが困難とな

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の三）
 第二章 学科（第三条・第三条の二）
 第三章 学生定員（第四条）
 第四章 教育課程（第五条―第十二条）
 第五章 卒業の要件等（第十三条―第十九条）
 第六章 教員組織（第二十条―第二十二条）
 第七章 教員の資格（第二十二條の二―第二十六条）
 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）
 第九章 事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）
 第十章 専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十）
 第十一章 共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）
 第十二章 国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）
 第十三章 雑則（第五十条―第五十二条）
 附則

（国際連携学科の設置）

第四十三条 短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の短期大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 「同上」

3 国際連携学科の学生定員は、当該短期大学の学生定員の二割（一の短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの学生定員の

る事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第四十四条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する以上の外国の短期大学(以下「連携外国短期大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国短期大学と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(共同開設科目)

第四十五条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、連携外国短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける短期大学が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該短期大学及び連携外国短期大学において修得した単位数が、第四十七条第一項から第三項までの規定により当該短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該短期大学及び連携外国短期

合計が当該短期大学の学生定員の二割)を超えない範囲で定めるものとする。

(国際連携教育課程の編成)

第四十四条 国際連携学科を設ける短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する以上の外国の短期大学(以下「連携外国短期大学」という。)が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国短期大学と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 「同上」

(共同開設科目)

第四十五条 「同上」

2 国際連携学科を設ける短期大学が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で、当該短期大学又は連携外国短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国短期大学において修得した単位数が、第四十七条第一項から第三項までの規定により連携外国短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国短期大学において修得した単位とすることはできない。

期大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第四十六条 国際連携学科を設ける短期大学は、学生が連携外国短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の十第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条の三、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみな

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第四十六条 「同上」

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の十第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 「同上」

し、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携学科に係る専任教員数)

第四十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

(国際連携学科に係る施設及び設備)

第四十九条 「項を削る。」

〔1〕 国際連携学科を設ける短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

(国際連携学科を設ける二以上の短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用)

第四十九条の二 国際連携学科を設ける二以上の短期大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第四十四条第二項、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、第四十四条第二項及び第四十五条中「国際連携学科を設ける短期大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以上の短期大学」と、「連携外国短期大学」とあるのは「、それぞれの短期大学及び連携外国短期大学」と、「当該短期大学」とあるのは「それぞれの短期大学」と、第四十七条中「国際連携学科を設ける短期大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける短期大学」とする。

(国際連携学科に係る専任教員数)

第四十八条 「同上」

(国際連携学科に係る施設及び設備)

第四十九条 〔1〕 第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

「条を加える。」

〔国際連携学科を設ける二以上の短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成〕

第四十九条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の短期大学のうち一の短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定〕

第四十九条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の短期大学は、学生が当該二以上の短期大学のうち一の短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

〔共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数〕

第四十九条の五 第四十八条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第二十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの国際連携学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの短期大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る短期大学別専任教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第三欄）に定める専任教員の数（以下この項において「最小短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小短期大学別専任教員数以上とする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）

第四十九条の六 第三十条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る学生定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積）

第四十九条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの短期大学における第三十一条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第四十一条第一項」とあるのは、「第四十一条第一項又は第四十九条の七第二項」とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一

「条を加える。」

「条を加える。」

の学科とみなしてその種類に応じ別表第二イの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「短期大学別校舎面積」という。）以上とする。

3 第三十一条及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに短期大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条の八 前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職短期大学設置基準の一部改正)

第六条 専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 学科（第五条）
 - 第三章 収容定員（第六条）
 - 第四章 教育課程（第七条―第十八条）
 - 第五章 卒業の要件等（第十九条―第二十七条）
 - 第六章 教員組織（第二十八条―第三十三条）
 - 第七章 教員の資格（第三十四条―第三十九条）
 - 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十条―第五十一条）
 - 第九章 事務組織等（第五十二条―第五十五条）
 - 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十六条―第六十二条）
 - 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十三条―第六十九条の八）
 - 第十二章 雑則（第七十条―第七十二条）
- 附則

（共同学科に係る施設及び設備）

第六十二条 前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで及び第四十六条から第四十八条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（国際連携学科の設置）

第六十三条 専門職短期大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の専門職短期大学に相当する短期大学

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 学科（第五条）
 - 第三章 収容定員（第六条）
 - 第四章 教育課程（第七条―第十八条）
 - 第五章 卒業の要件等（第十九条―第二十七条）
 - 第六章 教員組織（第二十八条―第三十三条）
 - 第七章 教員の資格（第三十四条―第三十九条）
 - 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第四十条―第五十一条）
 - 第九章 事務組織等（第五十二条―第五十五条）
 - 第十章 共同教育課程に関する特例（第五十六条―第六十二条）
 - 第十一章 国際連携学科に関する特例（第六十三条―第六十九条）
 - 第十二章 雑則（第七十条―第七十二条）
- 附則

（共同学科に係る施設及び設備）

第六十二条 前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで、第四十六条及び第四十八条の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（国際連携学科の設置）

第六十三条 「同上」

と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 専門職短期大学は、国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、外国における災害その他の事由により外国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携した教育研究を継続することが困難となる事態に備え、計画の策定その他国際連携学科の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十四条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職短期大学に相当する短期大学（以下「連携外国専門職短期大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職短期大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第六十五条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、連携外国専門職短期大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位（第二十七条の専門職短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した

2 「同上」

3 国際連携学科の収容定員は、当該専門職短期大学の収容定員の二割（一の専門職短期大学に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該専門職短期大学の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第六十四条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職短期大学に相当する短期大学（以下「連携外国専門職短期大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職短期大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 「同上」

（共同開設科目）

第六十五条 「同上」

2 国際連携学科を設ける専門職短期大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位（第二十七条の専門職短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した

単位とすることができる。ただし、当該専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、第六十七条第一項から第三項までの規定により当該専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第六十六条 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、学生が連携外国専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第六十七条 修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

単位とすることができる。ただし、連携外国専門職短期大学において修得した単位数が、第六十七条第一項から第三項までの規定により連携外国専門職短期大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職短期大学において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定)

第六十六条 「同上」

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第六十七条 修業年限が二年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十六条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第二十七条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれ
の連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業
科目の履修により修得する単位数には、第二十条の二、第二十一条第
一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一
項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得した
ものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単
位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第六十八条 国際連携学科に係る専任教員の数は、第三十二条に定める
学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科
ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第六十九条 「項を削る。」

〔1〕 国際連携学科を設ける専門職短期大学が外国において国際連携
教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のな
いよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

（国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学が国際連携学科にお
いて連携して教育研究を実施する場合の適用）

第六十九条の二 国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学は、国
際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この
場合において、第六十四条第二項、第六十五条及び第六十七条の規定
の適用については、第六十四条第二項及び第六十五条中「国際連携学
科を設ける専門職短期大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以

課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 「同上」

（国際連携学科に係る専任教員数）

第六十八条 「同上」

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第六十九条 〔1〕 第四十条から第四十四条まで並びに第四十六条及
び第四十八条の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備
については、当該学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用
することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合
には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職短期大学が
外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては
、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

〔条を加える。〕

上の専門職短期大学」と、「連携外国専門職短期大学」とあるのは「一、それぞれの専門職短期大学及び連携外国専門職短期大学」と、当該専門職短期大学」とあるのは「それぞれの専門職短期大学」と、第六十七条中「国際連携学科を設ける専門職短期大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける専門職短期大学」とする。

（国際連携学科を設ける二以上の専門職短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成）

第六十九条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の専門職短期大学は、第七条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定）

第六十九条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の専門職短期大学は、学生が当該二以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数）

第六十九条の五 第六十八条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第三十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数に、一の国際連携

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの国際連携学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「専門職短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

3 前項に規定する当該国際連携学科に係る専門職短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職短期大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る専門職短期大学別専任教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第三欄）に定める専任教員の数（以下この項において「最小専門職短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小専門職短期大学別専任教員数以上とする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）
第六十九条の六 第四十四条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

「条を加える。」

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積)

第六十九条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの専門職短期大学における第四十五条の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第六十一条第一項」とあるのは、「第六十一条第一項又は第六十九条の七第二項」とする。

2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類に応じ別表第二イの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「専門職短期大学別校舎面積」という。)以上とする。

3 第四十五条及び前二項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに専門職短期大学別校舎面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備)

第六十九条の八 前二条に定めるもののほか、第四十条から第四十三条まで及び第四十六条から第四十八条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

「条を加える。」

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年八月一日から施行する。

(国際連携学科及び国際連携専攻に係る経過措置)

2 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科及び国際連携専攻については、当分の間、大学は、大学設置基準第五十条第三項、専門職大学設置基準第六十六条第三項、大学院設置基準第三十五条第三項、専門職大学院設置基準第三十五条第三項、短期大学設置基準第四十三条第三項及び専門職短期大学設置基準第六十三条第三項に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、当該国際連携学科又は国際連携専攻の収容定員又は学生定員が、当該国際連携学科又は国際連携専攻を設ける学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割（一の学部又は研究科若しくは短期大学に複数の国際連携学科又は国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員又は学生定員の合計が当該学部又は研究科若しくは短期大学の収容定員又は学生定員の二割）を超える場合は、当該措置を講ずるものとする。

3 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携専攻に係る専任教員数については、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際、現に設置されている国際連携学科又は国際連携専攻に係る施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

「大学設置基準等の一部を改正する省令及び大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和3年12月21日（火曜日）～令和4年1月19日（水曜日）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送・FAX・電子メール

2. 意見総数

件数：7件（すべて個人。大学関係者4名、不明3名。）

3. 主な意見の概要

- 国際連携教育課程・専攻に関する条文は設置基準の後ろの方に位置しているので条ずれで対応してほしい。
- 「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」においては1枚の学位を連名で出すとされているが、諸外国の制度と異なるので、柔軟な運用を認めてほしい。
- 博士後期課程においては複数のコースからなる国際連携教育専攻を認めてほしい。また国際連携教育課程の教員の兼任は引き続き認めてほしい。
- 国際連携教育課程の収容定員は上限を撤廃するのではなく、災害時等における学生の学修の継続の観点からも上限を緩和するにとどめた方がよいのではないか。
- 国際性の育成の代わりに、日本の大学でしか学ぶことができない日本の文化・精神性が失われないようにしてほしい。
- 大学が国際連携教育課程の立ち上げの前提となる国際的な交流実績を積むべく、比較的实施が容易なコチュテルに対する支援をしてほしい。また国費外国人留学生制度においてもコチュテルやジョイント・ディグリープログラムを適用できるようにしてほしい。
- その他文部科学行政に関するご意見

国際連携教育課程制度関連告示改正

1. 所要の要件等満たす場合に届出設置が可能

(第十三条 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正)

ジョイント・ディグリー (JD) 制度についてはすべて設置認可の対象とされていたところ、制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたこと等を踏まえ、JD全体の教育課程が学位の種類や分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合には、届出での設置を可能としたもの。

2. 連携外国大学が認証評価等を受けていることの要件化

(第一条 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件の一部改正等)

これまで設置には審議会における認可が必須とされていたものを、学位の種類や学問分野に変更がない場合には届出による設置を認めることとした。これに伴い、これまで認可によって担保していた教育課程の質を確認するため、連携外国大学の要件として、認証評価機関による評価等を受けたものであることを追加したもの。

○文部科学省告示第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第五項、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第二項、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条及び第三十五条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項並びに専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項及び第三十五条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年 月 日

文部科学大臣 末松 信介

大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示

（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件の一部改正）

第一条 大学が国際連携学科を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>大学設置基準第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 連携外国大学について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。</p> <p>二 連携外国大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学が連名で学位を授与することが認められていること。</p> <p>三 連携外国大学について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであること。</p>	<p>大学設置基準第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件の一部改正)

第二条 国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第百六十八号)の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大学設置基準第五十一条第二項の規定（同令第五十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「略」</p>	<p>大学設置基準第五十一条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(専門職大学に関し必要な事項について定める件の一部改正)

第三条 専門職大学に関し必要な事項について定める件(平成二十九年文部科学省告示第百九号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第九条 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定（同令第七十二条の二により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第七十二条の二」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>	<p>第九条 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件の一部改正）

第四条 大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 連携外国大学院について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。</p> <p>二 連携外国大学院が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学院が連名で学位を授与することが認められていること。</p> <p>三 連携外国大学院について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであること。</p>	<p>大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件の一部改正)

第五条 国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第百六十九号)の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院等と協議する事項について定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大学院設置基準第三十六条第二項の規定（同令第四十一条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院等と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「略」</p>	<p>大学院設置基準第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部改正）

第六条 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九条の規定に基づき、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について次のように定め、平成十一年九月十四日から適用する。</p> <p>一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条第一項各号に掲げる資格を有する教員(以下「研究指導教員」という。)を置くとともに、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員(以下「研究指導補助教員」という。)を置くものとする。</p> <p>二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定めのない場合においても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くものとする。</p> <p>三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に応じ、必要な数の研究指導教員を置くものとする。</p> <p>四 「略」</p> <p>五 第一号から第三号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一号から第三号までの規定を適用して得られる研究指導教員の数(次号において「全体研究指導教員数」という。)及び研究指導補助教員の数(次号において「全体研究指導補助教員数」という。)をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」及び「大学院別研究指導補助教員数」という。)の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。</p> <p>六 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数の合計が全体研究指導教員数に満たないとき又は</p>	<p>大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九条の規定に基づき、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について次のように定め、平成十一年九月十四日から適用する。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 「同上」</p>

当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導補助教員数の合計が全体研究指導補助教員数に満たないときは、その不足する数の研究指導教員又は研究指導補助教員をいずれかの大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

七 第五号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員の数（以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。）に満たないときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員の数は、最小大学院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から前二号の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる研究指導教員の数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができる。

八 第一号から第三号までの規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける二以上の大学院が連携して教育研究を実施する場合には、当該二以上の大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く教員の数については、第五号から前号までの規定を準用する。この場合において、第五号、第六号及び前号中「共同教育課程を編成する専攻」とあるのは、「国際連携専攻」と読み替えるものとする。

九 「略」

七 「同上」

「号を加える。」

八 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件の一部改正）

第七条 専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>専門職大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 連携外国専門職大学院について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。 二 連携外国専門職大学院が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する専門職大学院に相当する大学院が連名で学位を授与することが認められていること。 三 連携外国専門職大学院について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであること。 	<p>専門職大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「同上」 二 「同上」 <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件の一部改正）

第八条 国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百七十一号）の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院等と協議する事項について定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>専門職大学院設置基準第三十六条第二項の規定(同令第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院等と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 「略」</p>	<p>専門職大学院設置基準第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける専門職大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学院と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部改正）

第九条 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前	
<p>専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項、第十九条及び第二十六条第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十一年文部省告示第七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。</p>	<p>専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項、第十九条及び第二十六条第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十一年文部省告示第七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。</p>	<p>（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）</p> <p>第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数を加えた数（以下この項及び第五項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。）又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員を置くものとする。ただし、法科大学院を置く大学が、一の研究科に当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程を置く場合には、当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程の最小専門職大学院別専任教員数を七とする。</p>	<p>（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）</p> <p>第一条 「同上」</p>
<p>2 「略」</p>	<p>2 「同上」</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれ専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの専攻に係る収</p>	<p>3 「同上」</p>

容定員の割合に依じてそれぞれ按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。)の専任教員を置くものとする。

4 前項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

5 第三項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数が、当該専攻の専門分野の別に応じ、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員の数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用するとしたならば当該専攻に置くものとされる専任教員の数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができる。

6 国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数(国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあつては、次項の規定により得られる専任教員の数)に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

7 第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあつては、当該二以上の専門職大学院が設けるそれぞれの国際連携専攻に置く専任教員の数については、第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第三項、第四項及び第五項中「共同教育課程を編成する専攻」とあるのは、「国際連携専攻」と読み替えるものとする。

8 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第三項及び第四項若しくは第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は第六項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計

4 「同上」

5 「同上」

6 国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

「項を加える。」

7 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数、第三項及び第四項若しくは第五項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数を合計し

した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

(教職大学院の教育課程)

第五条 教職大学院は、専門職大学院設置基準第二十九条第一項に規定する実習により行われる授業科目(次項及び第三項において「実習により行われる授業科目」という。)に加え、次の各号に掲げる領域について授業科目を開設するものとする。

- 一 教育課程の編成及び実施に関する領域
- 二 教科等の実践的な指導方法に関する領域
- 三 生徒指導及び教育相談に関する領域
- 四 学級経営及び学校経営に関する領域
- 五 学校教育と教員の在り方に関する領域

2 教職大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する教職大学院(以下この項において「構成教職大学院」という。)は、当該構成教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該構成教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける二以上の教職大学院が連携して教育研究を実施する場合には、当該二以上の教職大学院は、当該二以上の教職大学院のうち一の教職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の教職大学院のうち他の教職大学院が開設したものとそれぞれみなすものとする。

た数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

(教職大学院の教育課程)

第五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

4 「同上」

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件の一部改正)

第十条 短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件(平成二十六年文部科学省告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>短期大学設置基準第四十三条第一項の規定に基づき、短期大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 連携外国短期大学について、外国の政府又はそれに準じる機関に認証された正規の短期大学であること。</p> <p>二 連携外国短期大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する短期大学が連名で学位を授与することが認められていること。</p> <p>三 連携外国短期大学について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものであること。</p>	<p>短期大学設置基準第四十三条第一項の規定に基づき、短期大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件の一部改正)

第十一条 国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件(平成二十六年文部科学省告示第七十号)の一部を次のように改正する。

件名を次のように改める。

国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項について定める件

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>短期大学設置基準第四十四条第二項の規定（同令第四十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 「略」</p>
改正前	<p>短期大学設置基準第四十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(専門職短期大学に関し必要な事項について定める件の一部改正)

第十二条 専門職短期大学に関し必要な事項について定める件(平成二十九年文部科学省告示第百十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第九条 専門職短期大学設置基準第六十四条第二項の規定（同令第六十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第七十号）の規定を準用する。</p> <p>この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、「同令第四十九条の二」とあるのは「同令第六十九条の二」と、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。</p>	<p>第九条 専門職短期大学設置基準第六十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第七十号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正)

第十三条 学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この告示は、平成十五年四月一日から施行する。 「項を削る。」</p>
改正前	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この告示は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。 第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準第四十三条に規定する国際連携学科及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻の設置等については、適用しない。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年八月一日から施行する。

(国際連携学科又は国際連携専攻を設ける場合の要件に係る経過措置)

2 この告示の施行の際、現に設置されている国際連携学科又は国際連携専攻に係る改正後の大学が国際連携学科を設ける場合について定める件、大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について定める件又は短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（改定版）」概要

1. 今般の制度改正に合わせた修正

- ・国際連携教育課程全体の教育課程が、学位の種類や分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合には、届出での設置が可能となる旨明記。
(P. 5, 10)
- ・母体となる学部等の収容定員等の2割上限を撤廃。JD課程の実施が困難になった場合に備えて、JD課程にも通常の教員や施設・設備を設けること、計画を策定すること及び学生の学修の継続に必要な措置を講ずることを明記 (P. 6, 8, 9, 14, 16)
- ・最低修得単位数の緩和（例えば4年生の学部の場合は62単位以上→31単位以上）することを明記。(P. 7, 12)

2. 連携外国大学の教育研究の質を担保するための対応

- ・上記の制度緩和及びグローバル化の進展に伴う社会的な要請も踏まえ、連携外国大学等における教育研究の質を担保するため、認証評価等を受けていることが必要であること等を明記。また、参考資料として主要国の認証評価機関の情報を掲載。(P. 2, 10, 12, 18, 22)

※なお、平成26年度の制度創設時には、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ名義でガイドラインを策定していたが、今般の改正を踏まえた改定版は文部科学省名義とする。

我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（平成26年11月14日・中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ）の改定について（案）

※下線部は主たる改定箇所

現行	改定案
<p>我が国の大学と外国の大学間における ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等 国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン</p> <p>平成26年11月14日</p> <p>中央教育審議会 大学分科会 大学のグローバル化に関するワーキング・グループ</p> <p>第一章 総論</p> <p>世界的なグローバル化の進展を背景に、高等教育においても、世界規模で国境を越えた学生や教員の流動化をはじめとする高等教育全般の国際化が年々加速しており、それに伴い、様々な共同の教育プログラムの取組が大学間で積極的に展開され始めている。我が国においても、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する教育研究の提供と人材の育成を視座として、高等教育の国際通用性を向上させ、ひいては国際競争力を強化することが不可欠である。このため、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある若者の外国留学を促進する仕組みとして、外国の大学との共同プログラムの開設や共同での学位授与など、質の保証を伴った魅力ある体制の整備が必要との議論が、これまで中央教育審議会を始めとしてなされてきたところである。</p> <p>こうした認識の下、このたび、外国の大学と共同で単一の学位記を授与するジョイント・ディグリー（以下「JD」という。）を実現するため、我が国の大学（短期大学を含む。以下同じ。）と外国の大学が共同で教育課程を編成する制度（以下「国際連携教育課程制度」という。）が、我が国の法体系の下で新たに施行された。本ガイドラインは、今後、大学がJDプログラムをはじめ国際共同学位等の教育連携体制の構築に当たり参照すべき指針として策定するものである。</p> <p>1 目的</p> <p>本ガイドラインは、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日教育再生実行会議）等を踏まえ、大学教育のグローバル化に関する課題として、ダブル・ディグリー（以下「DD」という。）に続いて、今後、我が国の大学が外国の大学と共同で単一の学位記を授与するJD等、我が国の大学と外国の大学間における組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、策定するものである。</p> <p>なお、本ガイドラインについては、法的な拘束力を有するものではないが、一般のJD制度施行に当たり、実態のJDプログラム等の設計に当たってのよりどころとなる留意点を示すとともに、設置審査の観点を検討する際の基礎的資料となることから、大学関係者においては、本ガイドラインを十分に踏まえてJDプログラム等の設計に当たることが期待される。</p> <p>2 基本的考え方</p> <p>異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、このことが各大学におけるプログラム形成の検討を困難とする一因となっている。一方で、各国・地域が学生の流動性の向上とともに、それぞれDDやJD等の共同学位プログラムの構築をはじめとした取組を展開している。</p> <p>このような背景において、我が国にとって、我が国の大学と外国の大学との間</p>	<p>我が国の大学と外国の大学間における ジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等 国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン（改定版）</p> <p>令和4年〇月〇日</p> <p>文部科学省高等教育局</p> <p>第一章 総論</p> <p>世界的なグローバル化の進展を背景に、高等教育においても、世界規模で国境を越えた学生や教員の流動化をはじめとする高等教育全般の国際化が加速している。<u>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人的交流は停滞したものの、オンラインも活用し、学生や教員の国際的な移動は益々加速していくことが予想される。</u></p> <p>我が国においても、世界の平和と繁栄に積極的に貢献する教育研究の提供と人材の育成を視座として、高等教育の国際通用性を向上させ、ひいては国際競争力を強化することが重要である。</p> <p>こうした認識の下、外国の大学との共同プログラムの開設や共同での学位授与など、質の保証を伴った魅力ある体制の整備が必要であるとの中央教育審議会での議論を踏まえ、外国の大学と共同で単一の学位記を授与するジョイント・ディグリー（以下「JD」という。）を実現するため、<u>我が国の大学（短期大学を含む。以下同じ。）と外国の大学が共同で教育課程を編成する制度（以下「国際連携教育課程制度」という。）を平成26年度に創設した。</u></p> <p><u>制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、より高等教育の国際化を進めるべく、柔軟に国際連携教育課程を設けることができるよう、令和3年度に制度の見直しが図られた。</u></p> <p>本ガイドラインは、今般の見直しも踏まえ、今後、大学がJDをはじめ国際共同学位プログラム等の教育連携体制の構築に当たり参照すべき指針として改めて策定するものであるであり、<u>今後は本ガイドラインに則って運用されるものとする。</u></p> <p>1 目的</p> <p>本ガイドラインは、<u>平成26年度に中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループが策定した「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」及び令和3年度に行われた国際連携教育得課程に係る制度改正を踏まえて策定するものである。</u>本ガイドラインの活用により、我が国の大学と外国の大学間における組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待される。</p> <p>2 基本的考え方</p> <p>異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、このことが各大学におけるプログラム形成の検討を困難とする一因となっている。一方で、各国・地域が学生の流動性の向上とともに、オンラインなどデジタル技術の進展も相まって、それぞれJDやダブル・ディグリー（以下「DD」という。）等の国際共同学位プログラムの構築をはじめとした取組を展開している。</p>

においてJDやDD等組織的・継続的な教育連携関係を構築することは、その活用により、我が国の大学がその教育の幅を広げ学生に異文化を経験させることができる等の効果を得られるのみならず、世界における地域連携を進める効果を得ることが可能となる。我が国の場合は、特にアジア圏における教育連携は、地理的近接性の利点も生かした高等教育交流の拡大のみならず、共同の教育プログラムへの取組による互恵的な関係を構築することを可能とし、地域の平和的繁栄のためにも極めて有効と考えられる。

特にJDは、一つの大学では提供できない高度なプログラムを、他大学の教育資源を活用することにより提供可能にするものであり、大学が単独に学位を授与するという段階から一歩踏み出し、「国境を越えた集合体として」連携する大学が共同で学位を授与するという、グローバルな時代背景に適合した取組ということもできる。大学においては、個々の伝統や理念を踏まえ、独自の特徴を伸張させつつ国際展開を図るものとして、これら組織的・継続的な国際教育連携に積極的に取り組むことが期待される。

なお、大学には、JD又はDDを実施するに当たっては、国際的評価や通用性など質の保証を明確に意識し、どちらを実施するか判断することが期待される。

また、本ガイドラインの策定をもって、外国の学位制度に何ら影響を及ぼすものではない。

各大学においては、プログラムの形成に当たり、連携する外国の大学及び当該国のJDに関する制度等の状況を踏まえつつ、我が国の大学制度にかかわる部分について、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の関係法令に抵触することのないよう留意することが当然に求められる。このことは、外国に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼にも関わるものである。また、プログラムに基づき各大学が本来自ら実施すべき内容を十分に提供できない状況に陥らないようにすることも、当該プログラムの質を保証する上での当然の前提となる。

3 意義

JD及びDDの意義については、大学の捉え方によって異なるが、我が国の大学が外国の大学とのJDを実現するに当たって、大学が一つの大学では提供できない、より高度で革新的な、あるいはより魅力的なプログラムを行うことにより、学生に質や付加価値の高い学修機会を与え、大学、国、企業・地域に意欲ある優秀な人材獲得を可能とすることにある。

◇ 学生にとっての意義

- ①一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会の獲得
- ②複数の国の高等教育機関等が共同で提供した教育プログラムを学修したことによる優位性の証明
- ③労働市場や進学など国際的に評価されるキャリア形成
- ④より短い期間、少ない経済的負担で複数の大学の連名による学位取得

◇ 大学にとっての意義

- ①海外におけるプレゼンスの強化・向上
- ②大学がその質を保証する学位留学プログラムとしての位置付けが可能となること
- ③外国の大学との国際教育連携を通じた教育内容の充実による国際競争力や魅力の向上
- ④優秀な学生の計画的な受入れ・派遣を通じた国際的な視野を持つ人材の育成
- ⑤外国大学との連携を深めることによる教員の意識改革や連携の強化をはじめとした学内改革の契機

◇ 国にとっての意義

- ①高等教育における学びの機会を広げ、我が国の高等教育の外国展開等、国際交流の発展を促進
- ②我が国の高等教育の国際通用性の向上に寄与
- ③質保証システムの国際的な展開の契機
- ④組織的・計画的な人材交流による人的安全保障の戦略的強化

◇ 社会（企業・地域等）にとっての意義

- ①社会（企業・地域等）の必要とするグローバル人材の育成
- ②外国大学の学位を併せもつ学生としてその能力の判定が容易

このような背景において、我が国にとって、我が国の大学と外国の大学との間においてJDやDD等組織的・継続的な教育連携関係を構築することは、その活用により、我が国の大学がその教育の幅を広げ学生に異文化を経験させることができる等の効果を得られるのみならず、世界における地域連携を進める効果を得ることが可能となる。我が国の場合は、特にアジア圏における教育連携は、地理的近接性の利点も生かした高等教育交流の拡大のみならず、共同の教育プログラムへの取組による互恵的な関係を構築することを可能とし、地域の平和的繁栄のためにも極めて有効と考えられる。

特にJDは、一つの大学では提供できない高度なプログラムを、他大学の教育資源を活用することにより提供可能にするものであり、大学が単独に学位を授与するという段階から一歩踏み出し、「国境を越えた集合体として」連携する大学が共同で学位を授与するという、グローバルな時代背景に適合した取組ということもできる。大学においては、個々の伝統や理念を踏まえ、独自の特徴を伸張させつつ国際展開を図るものとして、これら組織的・継続的な国際教育連携に積極的に取り組むことが期待される。

なお、大学には、JD又はDDを実施するに当たっては、国際的評価や通用性など質の保証を明確に意識し、どちらを実施するか判断することが期待される。

また、本ガイドラインの策定をもって、外国の学位制度に何ら影響を及ぼすものではない。

各大学においては、プログラムの形成に当たり、連携する外国の大学の質保証及び当該国のJDに関する制度等の状況把握に努めつつ、我が国の大学制度に関わる部分について、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の関係法令に抵触することのないよう留意することが当然に求められる。このことは、外国に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼にも関わるものである。また、プログラムに基づき各大学が本来自ら実施すべき内容を十分に提供できない状況に陥らないようにすることも、当該プログラムの質を保証する上での当然の前提となる。

3 意義

JD及びDDの意義については、大学の捉え方によって異なるが、その主たるものは、大学が一つの大学では提供できない、より高度で革新的な、あるいはより魅力的なプログラムを行うことにより、学生に質や付加価値の高い学修機会を与え、大学、国、企業・地域に意欲ある優秀な人材の育成を可能とすることにある。

◇ 学生にとっての意義

- ①一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会の獲得
- ②複数の国の高等教育機関等が共同で提供した教育プログラムを学修したことによる優位性の証明
- ③労働市場や進学など国際的に評価されるキャリア形成
- ④より短い期間、少ない経済的負担で複数の大学の連名による学位取得

◇ 大学にとっての意義

- ①海外におけるプレゼンスの強化・向上
- ②大学がその質を保証する学位留学プログラムとしての位置付けが可能となること
- ③外国の大学との国際教育連携を通じた教育内容の充実による国際競争力や魅力の向上
- ④優秀な学生の計画的な受入れ・派遣を通じた国際的な視野を持つ人材の育成
- ⑤外国大学との連携を深めることによる教員の意識改革や連携の強化をはじめとした学内改革の契機

◇ 国にとっての意義

- ①高等教育における学びの機会を広げ、我が国の高等教育の海外展開等、国際交流の発展を促進
- ②我が国の高等教育の国際通用性の向上に寄与
- ③質保証システムの国際的な展開の契機
- ④組織的・計画的な人材交流による人的安全保障の戦略的強化

◇ 社会（企業・地域等）にとっての意義

- ①社会（企業・地域等）の必要とするグローバル人材の育成
- ②外国大学の学位を併せもつ学生としてその能力の判定が容易

- ③修了生が持つ我が国の大学と外国の大学を通じた人的ネットワークを獲得
- ④JD・DDの促進により国際展開に注力する大学が明確になることで、大学の特色を把握した上での採用活動が可能
- ⑤我が国の大学だけでは得難い、外国大学での教育を通じた生活やインターンシップの経験を、企業や地域の国際活動に即戦力として活用可能

4 定義

本ガイドラインにおける主な用語の定義は以下のとおりとする。

なお、ここに示す定義については、我が国の法令の定めるところにおいて、日本の大学と外国の大学との間で実施されるものに限定し、外国の大学同士で行うJD等の定義について、ここでは踏み込まないこととする。

また、外国の大学と共同でプログラムを構築し、複数の大学が学位を授与する方策としては、ここに掲げた「ジョイント・ディグリー」、「ダブル・ディグリー」の他に、例えば「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等の用語が各大学において用いられることがあるが、これらの用語の定義は本ガイドラインにおけるJD又はDDの定義のいずれかに包含されるものと考えられることから、ここでは子細な分類は行わない。ただし、いずれの場合も同様に本ガイドラインにおける留意点を踏まえた取組が期待される（「ジョイント・ディグリー」、「ダブル・ディグリー」以外の用語を用いることを妨げるものではない。）。なお、JD及びDDの定義については、他の類似の用語も含め、国内外において多様な使い方がなされていることに留意が必要である（参考資料2参照）。

<ジョイント・ディグリー（JD）>

連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。今般の大学設置基準等の改正により可能となるJDは、所定のプログラムの修了者に対し、連携する外国の大学との連名による学位の授与を認めることとするもの（第二章以下では後者の定義による。）。

<ダブル・ディグリー（DD）>

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。

<学位記（ディグリー）>

学生が、大学が編成する所定（法令が定める卒業要件を達成しうるもの）の教育課程を修了し、当該大学を卒業した際、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条各項の規定に基づき当該大学が当該学生に学位を授与した事実を証明する文書。

<履修証明（サティフィケート）>

大学が編成する特別の教育課程を修了した者（学生及び学生以外の者）に対し、修了の事実を証明するものとして、一つ又は複数の大学から交付される文書。

<プログラム>

一つ又は複数の大学が、大学、学部及び学科、又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設又は共同して開設し、体系的・計画的に編成された一連の教育課程であって、学生がその教育課程を適切に修了したことを厳正に評価し、もって学位の授与又は履修の証明をすることを目的とするもの。

<カリキュラム>

一つ又は複数のプログラムの実施に際し、それらを実現するものとして、一つ又は二つ以上の大学により提供される授業科目や研究指導等の体系。

<単位互換>

大学設置基準第28条等に基づき、大学（*必要な授業科目を自ら開設していることが前提）が、教育上有益と認める場合において、大学間の協議等において定めるところにより、学生が外国を含む他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、一定の単位数を超えない範囲で当該大学における授業科目の単位に互換して、当該授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

- ③修了生が持つ我が国の大学と外国の大学を通じた人的ネットワークを獲得
- ④JD・DDの促進により国際展開に注力する大学が明確になることで、大学の特色を把握した上での採用活動が可能
- ⑤我が国の大学だけでは得難い、外国大学での教育を通じた生活やインターンシップの経験を、企業や地域の国際活動に即戦力として活用可能

4 定義

本ガイドラインにおける主な用語の定義は以下のとおりとする。

なお、ここに示す定義については、我が国の法令の定めるところにおいて、日本の大学と外国の大学との間で実施されるものに限定し、外国の大学同士で行うJD等の定義について、ここでは踏み込まないこととする。

また、外国の大学と共同でプログラムを構築し、複数の大学が学位を授与する方策としては、ここに掲げた「ジョイント・ディグリー（JD）」、「ダブル・ディグリー（DD）」の他に、例えば「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等の用語が各大学において用いられることがあるが、これらの用語の定義は本ガイドラインにおけるJD又はDDの定義のいずれかに包含されるものと考えられることから、ここでは子細な分類は行わない。ただし、いずれの場合も同様に本ガイドラインにおける留意点を踏まえた取組が期待される（「ジョイント・ディグリー（JD）」、「ダブル・ディグリー（DD）」以外の用語を用いることを妨げるものではない。）。なお、JD及びDDの定義については、他の類似の用語（例えばコチュテル等）も含め、国内外において多様な使い方がなされていることに留意が必要である。

<ジョイント・ディグリー（JD）>

連携する大学間で開設させた単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。本ガイドラインでは、連携する外国の大学との連名による学位の授与を認めるものについて言及する。

<ダブル・ディグリー（DD）>

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。

<学位記（ディグリー）>

学生が、大学が編成する所定（法令が定める卒業要件を達成しうるもの）の教育課程を修了し、当該大学を卒業した際、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条各項の規定に基づき当該大学が当該学生に学位を授与した事実を証明する文書。

<履修証明（サティフィケート）>

大学が編成する特別の教育課程を修了した者（学生及び学生以外の者）に対し、修了の事実を証明するものとして、一つ又は複数の大学から交付される文書。

<プログラム>

一つ又は複数の大学が、大学、学部及び学科、又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設又は共同して開設し、体系的・計画的に編成された一連の教育課程であって、学生がその教育課程を適切に修了したことを厳正に評価し、もって学位の授与又は履修の証明をすることを目的とするもの。

<カリキュラム>

一つ又は複数のプログラムの実施に際し、それらを実現するものとして、一つ又は二つ以上の大学により提供される授業科目や研究指導等の体系。

<単位互換>

大学設置基準第28条等に基づき、大学（*必要な授業科目を自ら開設していることが前提）が、教育上有益と認める場合において、大学間の協議等において定めるところにより、学生が外国を含む他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、一定の単位数を超えない範囲で当該大学における授業科目の単位に互換して、当該授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

現行	改定案
<p style="text-align: center;">第二章 制度の概要</p> <p>1 制度の基本的考え方</p> <p>J Dは、我が国の大学が外国の大学と共同で一つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、我が国の大学と外国の大学が共同して1枚の学位記を授与し、当該学位記に係る大学の学長が連名するものである。このことについて、これまでは、我が国の法の支配が及ばない外国の大学が、我が国の学位授与の一端を担うようになることに関して、質の保証の観点から抑制的に取り扱ってきたため、我が国においてはJ Dを認めてこなかった。この点に関しては、今回の国際連携教育課程制度に基づくJ D制度においても、引き続き「法の属地主義」に基づき、我が国の「法の支配」が及ばないような外国の大学（当該外国の法の支配下にある大学）に関して、我が国の学校教育法等に基づいた取扱いを行うことは適切ではないため、我が国の法令上の整理では、学校教育法等に基づいて、「我が国の大学が授与する学位」として整理され、その学位記に連携する外国の大学が連名することができることとする。その際、連携する外国の大学における教育活動の質の保証に関しては、連携大学間で協定を締結することを必須とし、更に我が国の大学に国際連携教育課程（国際連携教育課程制度に基づき我が国の大学と外国の大学が共同で編成する教育課程をいう。以下同じ。）を実施するための国際連携学科・専攻の設置を義務付けることから、その大学間協定内容及び質保証の仕組み等を、当該国際連携学科等の設置認可審査において併せて審査することとする。また、認可後は、認証評価やピア・レビューを行うこととして、その質の保証を確保することとしている。このように、外国の大学における教育活動に関して一定の質の保証を確保する仕組みを設けることで、これまでの抑制的な取扱いを改め、高等教育のグローバル化の進展の中、我が国の大学が積極的に外国の大学と連携できるよう、制度改正及び運用上の解釈の変更を行うこととしたものである。</p> <p>なお、学生個人のレベルで見れば、既に単位互換制度が存在しており、一般的な学部の場合、124単位のうち60単位までは外国の大学で修得した単位を我が国の大学における授業科目の履修により修得した単位としてみなすことができる仕組みとなっており、当該制度を活用して我が国の大学の学位を授与することができることになっている。このため、これまでの単位互換制度の取扱いと今回のJ Dの仕組みとの違いは、これまで個別かつ事後的に認めてきた外国の大学での学修について、組織的かつ事前に我が国の大学の教育課程の中に組み込むとする点にある。</p> <p>2 制度の仕組み</p> <p>(1) 学位の授与について</p> <p>○ J Dは、我が国の大学が外国の大学と共同で一つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、共同で学位審査を行い、共同で1枚の学位記を授与し、当該学位記に係る大学の学長が連名するものである。一つの教育課程を共同で編成し、1枚の学位記を共同で授与する点で、それぞれの大学がそれぞれに教育課程を編成し、それぞれで学位授与を行うD Dの仕組みとは異なるものである。</p> <p>D Dとの比較において、J Dが持つ優位性は、前者の仕組みが、我が国の大学及び外国の大学の二つ又はそれ以上の教育課程を修了し、2種類又はそれ以上の学位を取得するものである（*ただし、単位互換を通じてある程度の省略化は可能）ため、学生にとっては時間的にも金銭的にも負担が大きいものとなるが、後者の仕組みが、一つの教育課程を修了し一つの学位を取得するものであるため、前者に比べて時間的にも金銭的にも負担が少なくなるものである。</p> <p>○ J Dの学位は、上述のとおり、その性格に関わらず、「法の属地主義」から、我が国の法の支配が及ばない外国の大学に関して、我が国の学校教育法等に基づいた学位の授与権を付与することは適切ではない（*学校教育法第104条各項の規定により、我が国において学位が授与できる機関は、我が国の大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）のみである。）ため、今回の制度設計においても、学生が国際連携教育課程を修了した場合、学校教育法等に基づいて、我が国の大学から我が国の学位を授与されるものとして整理されることとなる。</p> <p>○ この点に関し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）は、我が国の学位の授与権を有する我が国の大学と学位授与機構における学位についてのみ規定している省令である。当該省令においては、今回のJ Dと類似した仕組みとして、国内の共同教育課程制度に基づく学位授与について、共同教育課程</p>	<p style="text-align: center;">第二章 制度の概要</p> <p>1 制度の基本的考え方</p> <p>国際連携教育課程制度は、我が国の大学が外国の大学と共同で一つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、我が国の大学と外国の大学が共同して1枚の学位記を授与し、当該学位記に係る大学の学長が連名するものである。国際連携教育課程（国際連携教育課程制度に基づき我が国の大学と外国の大学が共同で編成する教育課程をいう。以下同じ。）において授与される学位は、「法の属地主義」に基づき、我が国の「法の支配」が及ばないような外国の大学（当該外国の法の支配下にある大学）に関して、我が国の学校教育法等に基づいた取扱いを行うことは適切ではないため、我が国の法令上の整理では、学校教育法等に基づいて、「我が国の大学が授与する学位」として整理され、その学位記に連携する外国の大学が連名することができることとしている。</p> <p>その際、連携する外国の大学における教育活動の質の保証に関しては、連携大学間で協定を締結することを必須とし、更に我が国の大学に国際連携教育課程を実施するための国際連携学科・専攻の設置を義務付けた上で、それらの設置の際に、その大学間協定内容及び質保証の仕組み等を確認していくこととする。また、設置後は、認証評価やピア・レビューを行うこととして、その質の保証を確保することとしている。</p> <p>このように、外国の大学における教育活動に関して一定の質の保証を確保する仕組みを設けることで、高等教育のグローバル化の進展の中、我が国の大学が積極的に外国の大学と連携できるよう、制度を設けたものである。</p> <p>なお、学生個人のレベルで見れば、単位互換制度が存在しており、一般的な学部の場合、124単位のうち60単位までは外国の大学で修得した単位を我が国の大学における授業科目の履修により修得した単位としてみなすことができる。この単位互換制度と国際連携教育課程制度の仕組みとの違いは、個別かつ事後的に認めてきた外国の大学での学修について、組織的かつ事前に我が国の大学の教育課程の中に組み込む点や、相当する科目間での互換を前提とした単位互換制度に対して、国際連携教育課程制度では自大学に相当する科目がなくても他方の大学が開設する科目で修得した単位を自大学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができることにある。</p> <p>2 制度の仕組み</p> <p>(1) 学位の授与について</p> <p>○ J Dは、我が国の大学が外国の大学と共同で一つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、共同で学位審査を行い、共同で1枚の学位記を授与し、当該学位記に係る大学の学長が連名するものである。一つの教育課程を共同で編成し、1枚の学位記を共同で授与する点で、それぞれの大学がそれぞれに教育課程を編成し、それぞれで学位授与を行うD Dの仕組みとは異なるものである。</p> <p>D Dとの比較において、J Dが持つ優位性は、前者の仕組みが、我が国の大学及び外国の大学の二つ又はそれ以上の教育課程を修了し、2種類又はそれ以上の学位を取得するものである（*ただし、単位互換を通じてある程度の省略化は可能）ため、学生にとっては時間的にも金銭的にも負担が大きいものとなるが、後者の仕組みが、一つの教育課程を修了し一つの学位を取得するものであるため、前者に比べて時間的にも金銭的にも負担が少なくなるものである。</p> <p>○ 国際連携教育課程の学位は、上述のとおり、その性格に関わらず、「法の属地主義」から、我が国の法の支配が及ばない外国の大学に関して、我が国の学校教育法等に基づいた学位の授与権を付与することは適切ではない（*学校教育法第104条各項の規定により、我が国において学位が授与できる機関は、我が国の大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）のみである。）ため、学生が国際連携教育課程を修了した場合、学校教育法等に基づいて、我が国の大学から我が国の学位を授与されるものとして整理されることとなる。</p> <p>○ この点に関し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）は、我が国の学位の授与権を有する我が国の大学と学位授与機構における学位についてのみ規定している省令である。当該省令においては、国際連携教育課程と類似した仕組みとして、国内の共同教育課程制度に基づく学位授与について、共同教育課程</p>

する我が国の大学が連名で学位授与を行うことを定めている（同省令第10条の2）が、これは、共同教育課程を編成する我が国の大学が、いずれも、もともと我が国の学位を授与することができる機関であるために可能な仕組みであった。

その一方、学校教育法においては、我が国の法の支配下でない外国の大学に対して我が国の大学の学位を授与することが認められていないため、「法律上位の原則」に基づき、同法の省令（＝学位規則）において、外国の大学が我が国の学位を授与することができるように規定することは不適切であるため、今回のJDにおいては、学位規則上、あくまでも我が国の学位を授与する権限を有している我が国の大学が授与する学位として整理している（*この点について、仮に、外国の大学が我が国の学校教育法等の法令の規定に基づいて我が国の大学としての設置認可審査を受けて、我が国の学位授与を行うことを認可されるのであれば、それを拒むものではない。）。

昨今の高等教育を取り巻く世界的なグローバル化の進展の中で、我が国の大学が外国の大学と連携して教育研究活動を行っていくに当たって、一定の質が保証されるのであれば、積極的に外国の大学と連携できるような仕組みとする必要があることから、JDに係る学位授与の在り方については、既存の抑制的な取扱いを改め、運用上の解釈の変更を行った。その際、我が国の大学の学位記に記す内容については、従前各大学の裁量に任されていることから、大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成26年11月14日付け26文科高621号）等において、JDであって一定条件をクリアしたものについては、我が国の大学が授与する学位記に連携する外国の大学が連名することができる旨の運用上の取扱いの変更を示すことにより、両者の連名の形式での学位授与を公的に認めることとした。なお、当然にして、今回のJD制度における質の保証に係る一定の条件（国際連携学科等の設置や設置認可審査等）をクリアしていない大学は、従来と同様に外国の大学と連名で学位記を出すことはできない。

- なお、学校教育法第4条第4項の規定に基づき、我が国の学位の分野等の取扱いについては、学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）が存在し、当該告示において学位の分野が区分されている。その一方、外国の大学が授与する学位の分野については、学位の国際的通用性に鑑み、一定の共通性は認められると考えられるものの、各国の状況は様々であり、当該外国の学位の分野が我が国の学位の分野と完全に整合するものとは限らない状況にあることを踏まえる必要がある。このため、国際連携教育課程で行われる教育については、既存の設置認可を受けた我が国の学位の分野に収まらない可能性があるため、学位の分野の変更にあたるものとして整理している（*これにより、国際連携学科等の設置は、届出設置制度を活用することはできず、全て設置認可審査の対象となる。）。

- JDの学位は、上記のとおり、我が国の大学と連携外国大学とが一つの教育課程を共同で編成し、その修了者に1枚の学位記を共同で授与するものであるため、当然に、両者の学位の種類は同一のものとして設計されている（例：我が国の学士に係る教育課程であれば、連携する外国大学の学士レベルの教育課程との共同でJDを設ける形となる。）。

ただし、専門職大学院については、連携外国大学が所属する当該外国において、我が国の専門職大学院制度と同様の仕組みがあるとは限らない。このため、上記の同一学位間でのJD及びこれを実現するための国際連携教育課程を設置することの例外として、大学院と専門職大学院については、同等レベルの学位に係る教育課程との連携を認める取扱いとしている（*例えば、我が国の「修士（専門職）」や「教職修士（専門職）」については、連携先の「修士（専門職）」又は「教職修士（専門職）」相当の学位はもとより、当該学位と同等レベルの「修士」とのJDを可能とする。同様に、我が国の「修士」と連携先の「修士（専門職）」とのJDを可能とすることとする。なお、これらの場合であっても、我が国の大学が授与する学位の種類は、当該大学に認められたもの（前者であれば専門職学位、後であれば修士）であることから、この点について連携外国大学から事前に同意を得ておく必要がある。）。

なお、仮に外国の大学からJDに関する申入れがあった場合であって、当該外国の大学の学位に我が国の学位の種類の内いずれにも該当しないようなものが存在しており、そのようなものと我が国の大学とがJDを行おうとする場合には、事前に文部科学省に相談することとする。

を編成する我が国の大学が連名で学位授与を行うことを定めている（同省令第10条の2）が、これは、共同教育課程を編成する我が国の大学が、いずれも、もともと我が国の学位を授与することができる機関であるために可能な仕組みであった。

その一方で、学校教育法においては、我が国の法の支配下でない外国の大学に対して我が国の大学の学位を授与することが認められていないため、「法律上位の原則」に基づき、同法の省令（＝学位規則）において、外国の大学が我が国の学位を授与することができるように規定することは不適切であるため、国際連携教育課程においては、学位規則上、あくまでも我が国の学位を授与する権限を有している我が国の大学が授与する学位として整理している（*この点について、仮に、外国の大学が我が国の学校教育法等の法令の規定に基づいて我が国の大学としての設置認可審査を受けて、我が国の学位授与を行うことを認可されるのであれば、それを拒むものではない。）。

昨今の高等教育を取り巻く世界的なグローバル化の進展の中で、我が国の大学が外国の大学と連携して教育研究活動を行っていくに当たって、一定の質が保証されるのであれば、積極的に外国の大学と連携できるような仕組みとする必要があることから、JDに係る学位授与の在り方について整理をしている。我が国の大学の学位記に記す内容については、従前各大学の裁量に任されていることから、大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成26年11月14日付け26文科高621号）等において、JDであって一定条件をクリアしたものについては、我が国の大学が授与する学位記に連携する外国の大学が連名することができる旨の運用上の取扱いを示すことにより、両者の連名の形式での学位授与を公的に認めている。なお、当然にして、国際連携教育課程制度における質の保証に係る一定の条件（国際連携学科等の設置等）をクリアしていない大学は、従来と同様に外国の大学と連名で学位記を出すことはできない。

- 学校教育法第4条第5項の規定に基づく学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）において、学科等の設置等に当たり、学位の分野の変更にあたり、設置認可審査の対象となるかどうかの規定されているが、平成26年度の国際連携教育課程制度創設時には、国際連携学科・専攻の設置等については、同告示の附則において学位の分野の変更にあたり該当しないケースから除外することで、届出設置制度を活用することはできず、全て設置認可審査の対象とされていた。

しかしながら、制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、令和3年度に制度を見直し、連携外国大学で行われる教育を含めた国際連携教育課程全体が、我が国の大学等で授与している学位の種類や分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合において、通常の学科等と同様に届出での設置等が可能となっている。

- 国際連携教育課程の学位は、上記のとおり、我が国の大学と連携外国大学とが一つの教育課程を共同で編成し、その修了者に1枚の学位記を共同で授与するものであるため、当然に、両者の学位の種類は同一のものとして設計されている（例：我が国の学士に係る教育課程であれば、連携する外国大学の学士レベルの教育課程との共同で国際連携教育課程を設ける形となる。）。

ただし、専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院については、連携外国大学等が所在する外国において、我が国の専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院制度と同様の仕組みがあるとは限らない。このため、上記の同一学位間での国際連携教育課程及びこれを実現するための国際連携教育課程を設置することの例外として、大学と専門職大学、短期大学と専門職短期大学並びに大学院と専門職大学院については、同等レベルの学位に係る教育課程との連携を認める取扱いとしている（*例えば、我が国の「修士（専門職）」や「教職修士（専門職）」については、連携先の「修士（専門職）」又は「教職修士（専門職）」相当の学位はもとより、当該学位と同等レベルの「修士」との国際連携教育課程を可能とする。同様に、我が国の「修士」と連携先の「修士（専門職）」との国際連携教育課程を可能とすることとする。これらの場合であっても、我が国の大学が授与する学位の種類は、当該大学に認められたもの（前者であれば専門職学位、後であれば修士）であることから、この点について連携外国大学から事前に同意を得ておく必要がある。）。

なお、仮に外国の大学から国際連携教育課程に関する申入れがあった場合であって、当該外国の大学の学位に我が国の学位の種類の内いずれにも該当しないようなものが存在しており、そのようなものと我が国の大学とが国際連携教育課程を行おうとする場合には、事前に文部科学省に相談することとする。

(2) 国際連携学科等の必置について

- JD制度の創設に当たり、国際連携教育課程を運営する学内組織として、我が国の大学（短期大学を除く。）にあつては、既存の学部又は研究科を母体として、短期大学にあつては当該短期大学を母体として、新たな組織である国際連携学科又は専攻の設置を求めることとしている。これは、
ア：JDが外国の大学と連携して一つの教育課程を編成するものであることから、既存の学部等の教育課程とは異なるものであるとともに、当該課程の編成・実施に際して外国の大学との協議が必要となるなど、母体となる学部等内の協力を得つつも、独立した運営を確保し、機動的に対応する必要があること、
イ：外国の大学と連携して一つの教育課程を編成する場合において、外国の大学制度では、学位の分野が我が国と必ずしも整合するとは限らないことを踏まえると、既に認可を受けた学科等の中に各大学が任意で設置できる外国の大学と連携したコースの設定を認めることは、設置認可を通して各大学に委ねている範囲から大きく逸脱する懸念があり、設置認可の対象とすることが適当と認められること、
などの理由からである。
- JDの実施に当たっては、外国の大学との連携によって教育研究を行う点において、その専門性（専攻）に応じて、既存の学部若しくは研究科又は短期大学を母体として、その教育資源を活用する形で、新たな「国際連携学科」・「国際連携専攻」を設置することとしている。
その際、母体となる組織における教育研究活動の円滑な実施に支障を生じさせないよう、国際連携学科等の収容定員等は、母体となる学部等の収容定員等の2割の範囲内において定めている。そして、教育研究上支障が生じないことを条件に、母体となる学部等の教員、施設・設備等の利用を認めることとしている。
以上のことから、国際連携学科等は、学部等の母体となる組織「全体」が当該学科等となることは想定していない。国際連携学科等の設置は、母体となる組織との同時設置の可能性もありうると考えるが、基本的には、国際的に大学間連携を目的とした少人数プログラムが多い実態を踏まえ、母体となる学部等の教員、施設・設備等の活用を前提に設置認可を行うことを想定している。

(3) 国際連携教育課程について

- JDを実施するためのカリキュラムとなる教育課程の編成に際しては、大学設置基準第19条第1項等において定める「必要な授業科目を自ら開設」することの例外として、国内の共同教育課程制度と同様に、我が国の大学と外国の大学が連携して一つの教育課程（国際連携教育課程）を編成することを認める特例を設けている。一方、国際連携教育課程を編成する我が国の大学が責任をもって体系的な教育課程を編成することは必須であり、教育課程の編成の一部又は全部について、連携する外国の大学（以下「連携外国大学」という。）に委ねたまとするとはできず、当該教育課程の編成に当たっては、連携外国大学と必ず協議をして大学間協定を締結することとし、そのことは、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成26年文部科学省告示第168号）等において協議すべき事項として規定している。
※ 大学設置基準第19条第1項において、大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目（履修により各大学が定める卒業要件単位となる授業科目）について、一定水準以上の教育資源（必要な教員組織並びに施設及び設備等）を備え、当該大学の指導計画の下で、必要な授業科目を自ら開設することとなっている。この点について、学士課程においては、外国の大学等自大学以外の場所において修得した単位等合わせて60単位を学生が所属する大学における授業科目の履修とみなすことができる仕組みがあるが、これらは、あくまでも「必要な授業科目を自ら開設すること」とした上で、学生が修得した外国の大学の単位等を自大学の授業科目において修得した単位に換算して自大学の授業科目の履修とみなすものであり、あらかじめ、既修得単位や外国大学等での修得単位等を前提として必要な授業科目の一部又は全部を開設しないような教育課程の編成は認められていない。
なお、上記の特例として、大学院においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令

(2) 国際連携学科等の必置について

- 国際連携教育課程を運営する学内組織として、国際連携学科又は専攻の設置を新たに求めることとしている。これは、国際連携教育課程が外国の大学と連携して一つの教育課程を編成するものであることから、既存の学部等の教育課程とは異なるものであるとともに、当該課程の編成・実施に際して外国の大学との協議が必要となるなど、母体となる学内組織の協力を得つつも、独立した運営を確保し、機動的に対応する必要があることなどの理由からである。
- 平成26年度の国際連携教育課程制度創設時には、国際連携学科等の収容定員等は、母体となる学部等の収容定員等の2割の範囲内において定めていた。これは、既存の学部等を母体として、その教育資源を活用する形で、新たな国際連携学科等を設置することとし、母体となる組織における教育研究活動の円滑な実施に支障を生じさせないようにしたこと、また、仮に国際連携教育課程の実施が、何らかの事由により中断又は中止となった場合に、国際連携学科等の学生に対して母体となる学部等において引き続き教育研究活動を継続できるようにしたものである。
しかしながら、一律の上限を設けることについて、より規模の大きい国際連携教育課程の実施や、同じ学部等において多様な国際連携教育課程を設けることが困難といった課題が見られた。他方で、上記の上限を撤廃した場合に、仮に連携した外国の大学において国際連携教育課程が実施できなくなった事態への懸念を解消する必要もある。
そのため、令和3年度改正においては、一律の上限については撤廃することとされたものの、国際連携学科等にも通常の学科等と同様に教員や施設・設備等を設けることとし、国際連携教育課程の実施が困難となった場合に備えて、計画の策定その他国際連携学科等の学生の学修の継続に必要な措置を講ずるものとされた。

(3) 国際連携教育課程について

- 国際連携教育課程の編成に際しては、大学設置基準第19条第1項等において定める「必要な授業科目を自ら開設」することの例外として、国内の共同教育課程制度と同様に、我が国の大学と外国の大学が連携して一つの教育課程（国際連携教育課程）を編成することを認める特例を設けている。一方、国際連携教育課程を編成する我が国の大学が責任をもって体系的な教育課程を編成することは必須であり、教育課程の編成の一部又は全部について、連携する外国の大学（以下「連携外国大学」という。）に委ねたまとするとはできず、当該教育課程の編成に当たっては、連携外国大学と必ず協議をして大学間協定を締結することとし、そのことは、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成26年文部科学省告示第168号）等において協議すべき事項として規定している。

第 28 条) 第 13 条第 2 項に基づく研究指導委託制度が認められており、学外の高度な研究水準をもつ試験研究所等の施設・設備や人的資源を活用してそれらの機関に研究指導を委ねること(修士であれば 1 年、博士であれば全部が可能)が認められている(*連携大学院において教育研究方法の一つとして広く活用されている。)

- また、今回の JD では、連携外国大学が開設する授業科目の中で我が国の大学では開設できないようなものがあると考えられ、また、そうした科目を取り入れて教育課程を編成することにより、我が国の大学単独や国内大学間の連携では生み出せないような新たな教育課程を提供することが期待されることから、連携外国大学が開設する授業科目を、あらかじめ自大学の授業科目とみなすことができる特例を設けている(*単位互換が、自大学で必要な授業科目を設定した上で、事後的かつ個別的に学生の学修成果に応じて自大学のものとみなすものであるのに対し、今回の特例は、「必要な授業科目を自ら開設する」ことの特例として、事前かつ組織的に外国の大学の授業科目を自大学のものとみなすものである。)

この場合の連携外国大学において履修する単位(4 年制の一般の学部の場合 31 単位以上)の自大学の単位への換算については、外国の大学の 1 単位当たりの標準的な学修時間を、我が国の基準(1 単位当たりの標準的な学修時間)に当てはめて行うこととしている。

なお、この場合においても、国内の共同教育課程制度と同様に、共同で教育課程を編成する各大学において修得すべき最低単位数を定めることとしている。具体的には、我が国の大学においては、卒業要件単位数の半分以上を修得することとし、連携外国大学においては、国内の共同教育課程制度における連携先大学における最低修得単位数と同程度の最低修得単位数を設定している(表 1 参照)。

- さらに、国際連携教育課程においては、我が国の大学と外国の大学とがそれぞれの授業科目を持ち寄り、教育課程を編成するのみならず、授業科目を共同で開設する場合も考えられるため、新たに「共同開設科目」の概念(*我が国の大学と外国の大学とが共同で授業科目を計画・設計し、共同で実施・管理し、成績管理等の質保証を行った上で、単位授与を行うもの。)を導入し、我が国の大学又は連携外国大学の単位数に、共同開設科目の履修により修得した単位を充てることのできる仕組みを設けることとした(*その際、連携外国大学の最低修得単位数には、当該共同開設科目の単位数は含まず二重に算定できないこととする。)

なお、共同開設科目の単位に係る学修時間数に関する関係大学間の取扱いについては、大学設置基準第 21 条第 2 項各号の規定を下回らないようにしつつ、連携外国大学との間で協議して決めることとする。

- 国際連携教育課程において、連携外国大学の教室等の施設は、大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件(平成 13 年文部科学省告示第 51 号)第 1 号に規定する「授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所」に該当するものとして整理している。

このため、我が国の大学が、当該連携外国大学の教室等において、多様なメディアを高度に利用した授業を実施することは可能である(*我が国の大学の授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において多様なメディアを高度に利用した授業を行うことは従前のおりに可能。)。なお、大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定により、卒業要件として修得すべき単位数のうち当該授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとなっている。

一方、外国の大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業を、我が国において履修することは、現行制度においても可能であるため、国際連携教育課程において連携外国大学が当該授業の方法を実施する場合も可能となる。しかし、これに関しては、大学設置基準第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、外国の大学が実施するもの場合、60 単位を超えない範囲で自大学における授業科目の履修による修得したものとみなす旨の規定がある。この点について、国際連携教育課程においては、連携外国大学の授業科目も含めて自大学の授業科目としてみなす特例を設けるとともに、当該連携外国大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業を履修する場合に、同条の規定とは区別する規定(=国際連携教育課程に係る授業科目の履修による修得する単位数に同条の単位を含まないものとする)を設けることとしている。なお、この場合には、大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定に基づき、連携外国大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業により修得する単位数と我が国の大学が実施する当該授業の方法に係る単位数とを合計して、全体で 60 単位

- この国際連携教育課程の編成に当たっては、連携外国大学が開設する授業科目の中で我が国の大学では開設できないようなものがあると考えられ、また、そうした科目を取り入れて教育課程を編成することにより、我が国の大学単独や国内大学間の連携では生み出せないような新たな教育課程を提供することが期待されることから、連携外国大学が開設する授業科目を、あらかじめ自大学の授業科目とみなすことができる特例を設けている(*単位互換が、自大学で必要な授業科目を設定した上で、事後的かつ個別的に学生の学修成果に応じて自大学のものとみなすものであるのに対し、国際連携教育課程においては、「必要な授業科目を自ら開設する」ことの特例として、事前かつ組織的に外国の大学の授業科目を自大学のものとみなすものである。)

この場合の連携外国大学において履修する単位(4 年制の一般の学部の場合 31 単位以上)の自大学の単位への換算については、外国の大学の 1 単位当たりの標準的な学修時間を、我が国の基準(1 単位当たりの標準的な学修時間)に当てはめて行うこととしている。

なお、この場合においても、国内の共同教育課程制度と同様に、共同で教育課程を編成する各大学において修得すべき最低単位数を定めることとしている。具体的には、4 年制の一般の学部の場合、国際連携学科を設置する大学において 31 単位以上を修得することとし、国内の共同教育課程制度における連携先大学における最低修得単位数と同程度の最低修得単位数を設定している(表 1 参照)。

- さらに、国際連携教育課程においては、我が国の大学と外国の大学とがそれぞれの授業科目を持ち寄り、教育課程を編成するのみならず、授業科目を共同で開設する場合も考えられるため、「共同開設科目」の概念(*我が国の大学と外国の大学とが共同で授業科目を計画・設計し、共同で実施・管理し、成績管理等の質保証を行った上で、単位授与を行うもの。)を導入しており、我が国の大学又は連携外国大学の単位数に、共同開設科目の履修により修得した単位を充てることのできることとしている(*その際、連携外国大学の最低修得単位数には、当該共同開設科目の単位数は含まず二重に算定できないこととしている。)

なお、共同開設科目の単位に係る学修時間数に関する関係大学間の取扱いについては、大学設置基準第 21 条第 2 項各号の規定を下回らないようにしつつ、連携外国大学との間で協議して決めることとする。

- 国際連携教育課程において、連携外国大学の教室等の施設は、大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件(平成 13 年文部科学省告示第 51 号)第 1 号に規定する「授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所」に該当するものとして整理している。

このため、我が国の大学が、当該連携外国大学の教室等において、多様なメディアを高度に利用した授業を実施することは可能である(*我が国の大学の授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において多様なメディアを高度に利用した授業を行うことは従前のおりに可能。)。なお、大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定により、卒業要件として修得すべき単位数のうち当該授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとなっている。

一方、外国の大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業を、我が国において履修することは可能であるため、国際連携教育課程において連携外国大学が当該授業の方法を実施する場合も可能となる。しかし、これに関しては、大学設置基準第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、外国の大学が実施するもの場合、60 単位を超えない範囲で自大学における授業科目の履修による修得したものとみなす旨の規定がある。この点について、国際連携教育課程においては、連携外国大学の授業科目も含めて自大学の授業科目としてみなす特例を設けるとともに、当該連携外国大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業を履修する場合に、同条の規定とは区別する規定(=国際連携教育課程に係る授業科目の履修による修得する単位数に同条の単位を含まないものとする)を設けることとしている。なお、この場合には、大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定に基づき、連携外国大学が実施する多様なメディアを高度に利用した授業により修得する単位数と我が国の大学が実施する当該授業の方法に係る単位数とを合計して、全体で 60 単位を超えないものと

を超えないものとなる。

なお、国際連携教育課程における多様なメディアを高度に利用した授業に係る留意点としては、JDの趣旨が、連携する相互の大学に学生が一定期間滞在することで一つの大学では得難い学修機会を与えるとともに、外国において国際的な人的交流及び異文化体験をさせることで、より高い教育効果を狙うものであるため、国際連携学科等の学生が、一つの大学又は国にとどまったまま、多様なメディアを高度に利用した授業の履修及びその他の方法の併用によって、当該教育課程の全てを修了することは、JDの趣旨に合致しているものとはいえないため、本ガイドライン第3章3の該当部分の規定に留意する必要がある。

(4) 修了要件について

- JDは、我が国の大学と外国の大学とが共同で編成し実施する教育課程について、その修了者に対して連携大学が連名で学位を授与するものであるため、その修了に当たっては、学校教育法等に定める修業年限や修得すべき単位数等の修了要件を満たすほか、併せて連携外国大学における修了要件をも満たす必要がある。

また、授業科目の開設については、連携外国大学の授業科目を自大学の授業科目とみなすことができる特例措置を設けるが、連携する大学は、それぞれ必要な授業科目を開設する責任を負う必要がある、全部の授業科目について一方の大学の授業科目をもって足りるとするのではなく、国内の共同教育課程制度と同様に、それぞれの大学において必要な授業科目を設けるべく、それぞれ修得すべき最低単位数を定めることとしている。

その際、国際連携教育課程の修了者に対して授与される学位はあくまでも日本の学位であることに鑑み、我が国の大学においては、少なくとも半分以上の単位を修得することとし、連携外国大学においては、国内の共同教育課程制度を参考に、同制度と同程度の最低単位数の設定（学部は1学年相当分で設定されており、それ以外は学校種の性格に応じて設定）を行っている。

なお、我が国においては、修士の学位又は専門職学位を有する者等が大学院の博士課程の後期の課程に入学した場合の修了の要件は、大学院設置基準等により、原則3年とされる修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとされているが、当該者が国際連携教育課程である大学院の博士課程の後期の課程に入学した場合についても同様の修了要件とされており、我が国の大学院又は連携外国大学院において修得すべき単位数は設定されていない。ただし、国際連携専攻を設ける大学院において、博士課程の後期の課程の修了要件として単位の修得を設定することは可能であり、また、当該修了要件とする単位について、我が国の大学院又は連携外国大学院のいずれにおいて修得するものとするのか、あるいは、我が国の大学院又は連携外国大学院それぞれにおいて何単位ずつ修得するものとするのかといったことについても、我が国の大学院と連携外国大学院の協議に基づき設定することが可能である。

(5) 学生の身分について

- 国内の共同教育課程制度の場合には、本籍となる1大学を決め、当該大学に形式上所属することとしているが、今回のJDの場合には、それとは異なり、国際連携学科等に所属する学生の身分は、DDの場合と同様に、我が国の大学と外国の大学との二重学籍となる。

また、学生の厚生補導や授業料等については、国際連携教育課程を編成する各大学の協議により定めることとなり、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件等で定める大学間協定で締結すべき事項の一つとしている。

- 国際連携学科等の維持が相手国の状況（天災・騒乱、外国政府による我が国の大学の学問の自由への介入等）により困難となった場合には、学生の保護の観点から、国際連携学科等に所属する学生を、母体となる学部等に置かれる他の学科等に転じさせ、それまでの連携外国大学の授業科目の履修により修得した単位については、単位互換制度により転じた先の学科等の単位として読み替えることとする旨の学内規定の整備が必要となると考えられる（*共同開設科目については、我が国の大学で修得した単位として取り扱うことができるとしている。）。なお、その場合、国際連携学科等で修得した単位の全てが転じた学科等において修得した単位として換算できるわけではなく、当該転じた学科等の教育課程に照らして所要の換算の措置を講じる必要があることに留意する

なる。

なお、国際連携教育課程における多様なメディアを高度に利用した授業に係る留意点としては、国際連携教育課程の趣旨は、連携する相互の大学に学生が一定期間滞在することで一つの大学では得難い学修機会を与えるとともに、外国において国際的な人的交流及び異文化体験をさせることで、より高い教育効果を狙うものである。そのため、国際連携教育課程において多様なメディアを高度に利用した授業を利用する場合には、本ガイドライン第3章3の該当部分の規定に留意する必要がある。

(4) 修了要件について

- 国際連携教育課程は、我が国の大学と外国の大学とが共同で編成し実施する教育課程において、その修了者に対して連携大学が連名で学位を授与するものであるため、その修了に当たっては、学校教育法等に定める修業年限や修得すべき単位数等の修了要件を満たすほか、併せて連携外国大学における修了要件をも満たす必要がある。

また、授業科目の開設については、連携外国大学の授業科目を自大学の授業科目とみなすことができる特例措置を設けるが、連携する大学は、それぞれ必要な授業科目を開設する責任を負う必要がある、全部の授業科目について一方の大学の授業科目をもって足りるとするのではなく、国内の共同教育課程制度と同様に、それぞれの大学において必要な授業科目を設けるべく、それぞれ修得すべき最低単位数を定めることとしている。

なお、我が国においては、修士の学位又は専門職学位を有する者等が大学院の博士課程の後期の課程に入学した場合の修了の要件は、大学院設置基準等により、原則3年とされる修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとされているが、当該者が国際連携教育課程である大学院の博士課程の後期の課程に入学した場合についても同様の修了要件とされており、我が国の大学院又は連携外国大学院において修得すべき単位数は設定されていない。ただし、国際連携専攻を設ける大学院において、博士課程の後期の課程の修了要件として単位の修得を設定することは可能であり、また、当該修了要件とする単位について、我が国の大学院又は連携外国大学院のいずれにおいて修得するものとするのか、あるいは、我が国の大学院又は連携外国大学院それぞれにおいて何単位ずつ修得するものとするのかといったことについても、我が国の大学院と連携外国大学院の協議に基づき設定することが可能である。

(5) 学生の身分について

- 国内の共同教育課程制度の場合には、学生は、当該共同教育課程を編成する全ての大学に在籍した上で、本籍となる1大学を決めることとしているが、国際連携教育課程の場合には、国際連携学科等に所属する学生の身分は、我が国の制度から見た場合には我が国の大学に在籍した上で、外国の制度上において外国の大学にも在籍することとなる。

また、学生の厚生補導や授業料等については、国際連携教育課程を編成する各大学の協議により定めることとなり、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件等で定める大学間協定で締結すべき事項の一つとしている。

- 令和3年度の制度改正により、国際連携学科等の維持が相手国の状況（天災・騒乱、外国政府による我が国の大学の学問の自由への介入等）により困難となった場合に備え、学生の保護の観点から、①一部の連携先大学のみが連携継続困難な場合は残る大学と連携して教育を継続すること（ただし、平成26年の施行通知（26文科高第621号）に示されたとおり、連携先の大学の増減は編成する国際連携教育課程の内容の変更を伴うものであり、遅滞なく届出等を行う必要がある。）、②その国際連携学科等に所属する学生を、国際連携学科等を設置していた学部等の他の学科等に転属させること、③学生を他の学部等に転じさせ、それまでの連携外国大学の授業科目の履修により修得した単位については、転じた先の学部等の単位として読み替えることとする等の学位規定の整備

必要がある。

(6) 入学者受入れ方針、入学資格及び入学者選抜

- JDの学生については、二重学籍として、我が国の大学の学生であるとともに外国の大学の学生でもあることから、その入学資格については、学校教育法等で定める我が国の大学への入学資格を満たす必要があるとともに、併せて連携外国大学における入学資格についても満たす必要がある。

また、JDの入試日程や入試科目等の入学者選抜の実施方法などの取扱いは、国際連携教育課程を編成する各大学の協議により定めることとし、また、我が国の「大学入学者選抜実施要綱」については、新たにJDに対応する規定を設けることとしている。

(7) 教員について

- 学科等については、①一定の専攻分野の教育研究を行う組織であるとともに、②必要な教員組織や施設・設備等を有する組織であることが求められる。

その際、大学設置基準等の基準は、大学を設置する際の最低基準であることから、大学設置基準第13条に定める授業を担当する専任教員や大学院設置基準第9条で規定する数の研究指導教員等などは、当該分野の学位を授与するに足る教育研究を行うために必要な最低限の組織を構成するために要する教員数と考えられ、国際連携学科等においても、通常の他の学科等と同様に、法令上の必要専任教員数を求めることとしている。

- その一方、JDについては、国際的¹大学間連携を目的とした少人数の学生を対象としたプログラムが多い実態を踏まえ、母体となる学部等の教員、施設・設備等の活用を前提に、母体となる学部等の収容定員等の内数として設置認可を行うこととするため、必要とする専任教員及び研究指導教員等についても、母体となる学部等の教員が国際連携学科等の教員を「兼ねる」ことを認めることとしている。

ただし、国際連携教育課程の編成・実施のためには、外国の大学との調整等を専門に行う教員が必要として、国際連携学科等ごとに、他学科等と兼ねることを認めない1名の専任教員を追加することとしている。

(8) 校地・校舎及び施設・設備等について

- 校地・校舎については、学部等ごとにその種類に応じて収容定員に基づき算定された校地・校舎面積を合計したものが当該大学に必要な校地・校舎に係る面積とされている。今回のJDについても、国際連携学科等が置かれる母体となる学部等に十分な教育資源があることを前提として、従来大学設置基準等において定めるとおりの学部等に必要な校地・校舎を求めることとしており、母体となる組織の内数であって、主となる学位の種類及び分野を変更するものではないこととするため、結果的に母体となる組織の校地・校舎の一部が振り分けられる形となる。このため、当該施設及び設備を利用することを原則とし、教育研究上支障を生じない限り、特別な施設及び設備を求めないこととしている。

- 一方、JDでは外国の大学において一定期間にわたり授業科目を履修することも想定されるため、我が国の大学における施設・設備だけでなく、連携外国大学における必要な施設及び設備を外国の大学と協力して教育研究に支障のないよう備えることも大学に求めている。

(9) 外国大学との協議について

- 我が国の大学が国際連携教育課程を編成し、実施するために外国の大学と協議する事項については、国内の共同教育課程制度に準じて、

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 教育組織の編成に関する事項
- ③ 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- ④ 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- ⑤ 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- ⑥ 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

を、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するた

や、それを実行し得る体制の整備等により、不測の事態に備えることが法令上必要となった。なお、転学部等の場合、国際連携学科等で修得した単位の全てが転じた学部等において修得した単位として換算できるわけではなく、当該転じた学部等の教育課程に照らして所要の換算の措置を講じる必要があることに留意する必要がある。

(6) 入学者受入れ方針、入学資格及び入学者選抜

- 国際連携教育課程の学生については、我が国の大学の学生であるとともに外国の大学の学生でもあることから、その入学資格については、学校教育法等で定める我が国の大学への入学資格を満たす必要があるとともに、併せて連携外国大学における入学資格についても満たす必要がある。

また、国際連携教育課程の入試日程や入試科目等の入学者選抜の実施方法などの取扱いは、国際連携教育課程を編成する各大学の協議により定めることとし、特に、入学者選抜の実施方法については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める必要がある。我が国の「大学入学者選抜実施要綱」においてもその旨位置付けられているところである。

(7) 教員について

- 学科等については、①一定の専攻分野の教育研究を行う組織であるとともに、②必要な教員組織や施設・設備等を有する組織であることが求められる。

その際、大学設置基準等の基準は、大学を設置する際の最低基準であることから、大学設置基準第13条に定める授業を担当する専任教員や大学院設置基準第9条で規定する数の研究指導教員等などは、当該分野の学位を授与するに足る教育研究を行うために必要な最低限の組織を構成するために要する教員数と考えられ、国際連携学科等においても、通常の他の学科等と同様に、法令上の必要専任教員数を求めることとしている。

また、国際連携教育課程の編成・実施のためには、外国の大学との調整等を専門に行う教員が必要として、国際連携学科等ごとに、必要専任教員とは別に1名の専任教員を追加で求めることとしている。

(8) 校地・校舎及び施設・設備等について

- 校地・校舎については、学部等ごとにその種類に応じて収容定員に基づき算定された校地・校舎面積を合計したものが当該大学に必要な校地・校舎に係る面積とされている。国際連携教育課程についても、母体となる学部等には、大学設置基準等において定める学部等に必要な校地・校舎を求めることとしてい

- 一方、国際連携教育課程では外国の大学において一定期間にわたり授業科目を履修することも想定されるため、我が国の大学における施設・設備だけでなく、連携外国大学における必要な施設及び設備を外国の大学と協力して教育研究に支障のないよう備えることも大学に求めている。

(9) 外国大学との協議について

- 我が国の大学が国際連携教育課程を編成し、実施するために外国の大学と協議する事項については、国内の共同教育課程制度に準じて、

- ① 教育課程の編成に関する事項
- ② 教育組織の編成に関する事項
- ③ 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- ④ 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- ⑤ 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- ⑥ 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

を、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するた

めに連携外国大学と協議する事項について定める件等において定めている。

この点に関し、国内の共同教育課程制度においては、関係する大学がいずれも我が国の学校教育法等の法制下において質保証を行うことが可能であることから、法令において協議事項については特に定めず、各大学の裁量に委ねているが、今回のJD制度においては、連携外国大学が我が国の設置認可の対象とならず、連携外国大学との協議事項により質的担保を行わなくてはならないため、上記のように、協議事項を特に告示において明示している。

(10) 設置認可の考え方について

- JDの実施に際しては、教育プログラムの運営や学生の研究指導・学位審査、在籍管理等について、責任を持って管理・対応できる組織体制の整備が不可欠であり、国際的に通用する質保証が求められるものである。その質保証の仕組みは、各国の学校教育制度の中で様々であるが、我が国においては、自己点検評価等を通じた大学内部の質保証システムのほかに設置認可審査及び認証評価等の大学外部の質保証の仕組みが存在する。

そのうち、設置認可審査については、学校教育法第4条第4項の規定に基づき、我が国の学位の分野等の取扱いについて、学位の種類及び分野の変更等に関する基準が定められているが、外国の大学が授与する学位の分野については、学位の国際的通用性に鑑み、一定の共通性は認められると考えられるものの、当該外国の学位の分野が我が国の学位の分野と完全に整合するものとは限らない状況にあることから、国際連携学科等の設置に当たっては、母体組織の内数の範囲で行うにしても、既存の設置認可を受けた我が国の学位の分野に収まらない可能性があるため、当分の間、学位の分野の変更にも準じて取り扱い、届出設置制度ではなく設置認可審査の対象としている。

この点について、留意が必要なのは、今回のJDでは、「学位の分野の変更」に当たるものに準じて取り扱う一方、我が国の大学が授与する学位の主となる種類及び分野の変更はしないもの（母体となる組織の一部を活用するため、その教育環境が大きく変えない範囲内の学科等の設置を認めるもの）であれば、その範囲内において、一部の授業科目について、異なる学位の分野の授業科目を受講するものとなることはあり得る。

- また、設置認可審査においては、我が国の大学が大学設置基準等に基づき、適切な教育研究水準に達しているか審査するものであり、我が国の学校教育法等の対象外となる連携外国大学については、同法等に基づく設置認可の対象とはならないが、連携して教育課程を編成することを踏まえ、新たに国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件等において定める大学間で協議すべき事項に関して、協定が適切に定められているかを確認すること等により、連携外国大学における教育研究の質について実質的に一定の担保を行うこととしている。

- なお、各大学で構想されているJDについては、国際連携学科等が置かれる学部等で運営されている既存の教育課程を基本として、外国大学と連携して比較的少人数の学生を対象として実施するプログラムであることから、機動的な設置認可を行うため、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に特別な審査機関を設け、適切な設置認可の方法等について審議することとしている。

(11) 国際連携教育課程に係る特例の対象となる学校種等について

- 国際連携教育課程を編成・実施することができる学校種は、大学の学部、大学院の研究科、短期大学及び専門職大学院の研究科とする（ただし、法科大学院及び通信教育を除く。）。
- 法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院については、現在、政府において法科大学院を中核的な教育機関とする法曹養成全体の在り方に関し抜本的な見直しの議論が進められていることを踏まえて慎重に検討する必要がある。このため、将来的な国際連携教育課程の実施を想定しつつも、JDの最低取得単位数など詳細な仕組みについてはなお、司法試験制度を所管する法務省等関係機関との調整が必要となることから、今回の導入については見送ることとする。
- また、通信教育については、国内の共同教育課程制度においても、通学制での活用状況等を見極めて通信教育での導入の可否について慎重に検討すべき

めに連携外国大学と協議する事項について定める件等において定めている。

この点に関し、国内の共同教育課程制度においては、関係する大学がいずれも我が国の学校教育法等の法制下において質保証を行うことが可能であることから、法令において協議事項については特に定めず、各大学の裁量に委ねているが、国際連携教育課程制度においては、連携外国大学が我が国の設置認可の対象とならず、連携外国大学との協議事項により質的担保を行わなくてはならないため、上記のように、協議事項を特に告示において明示している。

(10) 設置認可の考え方について

- 国際連携教育課程の実施に際しては、教育プログラムの運営や学生の研究指導・学位審査、在籍管理等について、責任を持って管理・対応できる組織体制の整備が不可欠であり、国際的に通用する質保証が求められるものである。その質保証の仕組みは、各国の学校教育制度の中で様々であるが、我が国においては、自己点検評価等を通じた大学内部の質保証システムのほかに設置認可審査及び認証評価等の大学外部の質保証の仕組みが存在する。

平成26年度の制度創設時には、国際連携学科等の設置に当たっては、学位の分野の変更にも準じて取り扱い、届出設置制度ではなくすべて設置認可審査の対象とされていた。

しかしながら、制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、令和3年度改正により、連携外国大学で行われる教育を含めた国際連携教育課程全体が、我が国の大学等で授与している学位の種類や分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合において、通常の学科等の設置等と同様に届出設置制度が認められることになった。

- また、設置認可審査は、我が国の大学が大学設置基準等に基づき、適切な教育研究水準に達しているか審査するものであり、我が国の学校教育法等の対象外となる連携外国大学については、同法等に基づく設置認可の対象とはならない。

そのため、特に令和3年度の制度改正では、大学が国際連携学科を設ける場合について定める件において、連携外国大学等について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関又はそれらの者の認証を受けた者による評価を受けていることを求めることとするとともに、これまで通り、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件等において定める大学間で協議すべき事項に関して、協定が適切に定められているかを確認すること等により、連携外国大学における教育研究の質について実質的に一定の担保を行うこととしている。

- なお、各大学で構想されている国際連携教育課程については、設置認可審査の対象となる場合には機動的な設置認可を行うため、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に特別な審査機関（国際化特別審査会）を設けて審議することとしている。

(11) 国際連携教育課程に係る特例の対象となる学校種等について

- 国際連携教育課程を編成・実施することができる学校種は、大学及び専門職大学の学部、大学院及び専門職大学院の研究科、並びに短期大学及び専門職短期大学とする（ただし、法科大学院及び通信教育を除く。）。
- 法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院については、法科大学院教育、司法試験及び司法修習というプロセスによる法曹養成の中核的機関をなすものであり、教育課程についても、法曹に求められる学識や能力について詳細に法令に定められている。そのため、外国の大学院と連携した教育課程の編成や当該分野の共同研究の拡大などは想定されていないことから、国際連携教育課程の対象外としている。
- また、通信教育については、国内の共同教育課程制度においても、導入されていない状況であり、国際連携教育課程についても、対象外としている。

<p>として導入を見送っている状況であり、国際連携教育課程についても、まずは国内の共同教育課程制度における通信教育の導入の検討を待って判断する必要があるため、対象外とする。</p> <p>○ さらに、大学の当該学問に係る正規の課程の修了のみが国家試験受験資格取得の要件となっている分野（医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の養成に係る分野）については、それぞれの分野における専門人材の養成の在り方を踏まえて慎重に検討する必要がある、また、国家資格の取得と教育課程が密接不可分であることから、資格の要件とも調整が必要となる。このため、当該分野については、今後他分野で創設されるJDの運用状況も踏まえ検討を行うことができるよう、大学設置基準の本則において制度的な措置を行う一方で、これら分野であって、国家試験受験資格の取得要件となっている課程については、附則において、「当分の間」、制度の対象から除くこととする。</p> <p>また、平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の4年制課程を卒業し、かつ、薬学の修士又は博士課程を修了した者のうち、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより、6年制課程を修めて卒業した者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものについては、薬剤師国家試験受験資格を得られることとする経過措置が設けられているが、国際連携課程の修了者等は当該経過措置の対象としない方向で、厚生労働省において検討中である。</p> <p>○ 一方、教職大学院については、教員養成を目的とするものの、グローバル化に対応した教員の養成が明確かつ緊急に求められており、また、教員免許資格との調整も可能であることから、必要な規定を整備し、JDを可能としている。</p> <p>○ 国内の共同教育課程を実施する大学が、併せて国際連携教育課程を実施することについては、特例の上に特例を重ねることとなる。また、国内の共同教育課程は、平成25年5月現在において、4共同学科及び6共同専攻しか設置されていない状況であるとともに、導入促進のために国際連携教育課程の導入状況を踏まえた制度見直しも考えられる。このため、今回の大学設置基準等の改正においては、国内の共同教育課程を実施する大学による国際連携教育課程の実施を認めないこととする。</p> <p>○ 株式会社立大学については、学校教育法の特例として、構造改革特区法（平成14年法律第189号）によって、国・地方公共団体・学校法人の他に、株式会社も大学を設けることができる仕組みの中で設けられたものであるが、それ以外の学校教育法の規定及び大学設置基準等において、国公私立の大学と何ら変わらない扱いをしているため、今回の国際連携教育課程の導入においても導入を認めることとしている。</p> <p>○ なお、高等専門学校や大学の別科又は専攻科などの非学位の教育課程を実施するものと外国大学との連携の在り方については、もとより学位に関わらないことであるので、今回のJDの対象とはならず、JDとは別に議論を行う必要がある。</p>	<p>○ さらに、大学の当該学問に係る正規の課程の修了のみが国家試験受験資格取得の要件となっている分野（医師、歯科医師、薬剤師獣医師の養成に係る分野）については、それぞれの分野における専門人材の養成の在り方を踏まえて慎重に検討する必要がある、また、国家資格の取得と教育課程が密接不可分であることから、資格の要件とも調整が必要となる。このため、当該分野については、今後他分野で創設される国際連携教育課程の運用状況も踏まえ検討を行うことができるよう、大学設置基準の本則において制度的な措置をしている一方で、これら分野であって、国家試験受験資格の取得要件となっている課程については、附則において、「当分の間」、制度の対象から除くこととしている。</p> <p>○ 一方、教職大学院については、教員養成を目的とするものの、グローバル化に対応した教員の養成が明確かつ緊急に求められており、また、教員免許資格との調整も可能であることから、必要な規定を整備し、国際連携教育課程の実施を可能としている。</p> <p>○ 平成26年度の制度創設時には、国際連携教育課程の実施については、国内の1大学が1又は複数の海外の大学と連携するものとされ、複数の国内大学が連携して国際連携教育課程を実施することは認められていなかった。しかしながら、<u>より多くの大学の参加を促していく方向で見直しを行い、令和3年度改正により、国内の複数大学の連携による国際連携教育課程の実施も認められることとなった。</u>これに当たり、<u>複数の国内大学が連携して実施する国際連携教育課程においても、本ガイドラインに記載された考え方が当てはまるものであるが、更に、国内大学間の教員数や施設設備等に関する事項については、国内における共同教育課程制度と同様のルールが大学設置基準等において定められている。</u></p> <p>○ 株式会社立大学については、学校教育法の特例として、構造改革特区法（平成14年法律第189号）によって、国・地方公共団体・学校法人の他に、株式会社も大学を設けることができる仕組みの中で設けられたものであるが、それ以外の学校教育法の規定及び大学設置基準等において、国公私立の大学と何ら変わらない扱いをしているため、国際連携教育課程の実施を可能としている。</p> <p>○ なお、高等専門学校や大学の別科又は専攻科などの非学位の教育課程を実施するものと外国大学との連携の在り方については、もとより学位に関わらないことであるので、国際連携教育課程の対象とはなっていない。</p>
---	---

表1：最低修得単位数及び共同開設科目の上限単位数

		卒業要件単位数	最低修得単位数		共同開設科目 (上限単位数)
			我が国の大学	連携外国大学	
大学	一般	124 単位以上	31 単位	31 単位	30 単位
	医学・歯学	188 単位以上	32 単位	32 単位	30 単位
	薬学（臨床にかかる実践的能力を培うことを主たる 目的とするもの）	186 単位以上	31 単位	31 単位	30 単位
	獣医学	182 単位以上	31 単位	31 単位	30 単位
専門職大学	一般	124 単位以上	31 単位	31 単位	30 単位
	修業年限 2 年	62 単位以上	10 単位	10 単位	15 単位
	修業年限 3 年	93 単位以上	20 単位	20 単位	23 単位
	修業年限 3 年夜間	62 単位以上	10 単位	10 単位	15 単位
大学院	一般	30 単位以上	10 単位	10 単位	7 単位
専門職大学院	一般	30 単位以上	10 単位	10 単位	7 単位
	教職大学院	45 単位以上	7 単位	7 単位	45 単位以上の単位数の 1/4
短期大学	修業年限 2 年	62 単位以上	10 単位	10 単位	15 単位
	修業年限 3 年	93 単位以上	20 単位	20 単位	23 単位
	修業年限 3 年夜間	62 単位以上	10 単位	10 単位	15 単位
専門職短期大 学	修業年限 2 年	62 単位以上	10 単位	10 単位	15 単位
	修業年限 3 年	93 単位以上	20 単位	20 単位	23 単位
	修業年限 3 年夜間	62 単位以上	10 単位	10 単位	15 単位

現行	改定案
<p style="text-align: center;">第三章 実際のJDプログラム設置に当たっての留意点</p> <p>国際連携教育課程は、我が国の大学と外国の大学とが共同して実施する教育プログラムであるが、法の「属地主義」の観点から、我が国の法令上の整理では、その法の支配が及び範囲内でしか規定できないため、JDプログラムの一側面を示すにすぎない。このため、このガイドラインを通じて、JDプログラムの全体像を示すとともに、我が国の法令上の規定では示し得ない部分に係る留意点を示すこととしている。</p> <p>なお、我が国の大学において国際連携教育課程を編成・実施し、JDを実施する場合には、国際連携学科等の設置を必要としているところであるが、連携外国大学との間で実際に行われる協議の実態は、「教育プログラム」として進められることが想定されることから、ここでは「JDプログラム」という表記を用いることとする。</p> <p>1 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 我が国の一つの大学又は外国の一つの大学だけでは提供できない学術プログラムを、我が国の大学及び外国の大学が連携・協力し、双方の教育資源を相互に活用することにより、提供可能にするものであること ✓ 当該プログラムは、連携する我が国の大学と外国の大学とが共同して開発し、実施するものであること ✓ 当該プログラムをどのように編成するかについては、我が国の制度の範囲内で規定するもののほか、連携外国大学及び相手国の制度によって多様な形態・要件を要し得ること <p>2 プログラムの基本設計</p> <p>◇ 学位のレベル、対象学問分野、名称</p> <p>我が国の大学及び外国の大学が連携しつつ、それぞれの教育理念や体制に基づき編成するJDプログラムについて、以下のような点について、誤解を与えないよう明確なものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 我が国の大学と外国の大学とのJDであることが明確な名称となっていること。その際、学位記の様式や記載言語等、関係国の国内において社会的通用性があるとともに、国際的にも通用性があるものとなっていること。 ② 授与する学位の種類（学士、修士、博士）が明確となっていること。また、短期大学士、修士（専門職）及び教職修士（専門職）については、必ずしも世界各国において共通の学位があるとは限らないことから、短期大学士・学士・修士・博士のどのレベルの学位に相当するののかについて明示すること。 ③ 授与する学位に付記する専攻分野の名称が明確かつ適切なものとなっていること。 <p>◇ 学位記</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 我が国の大学と外国の大学とが連名で一つの学位を授与することについて、双方の大学内の意志決定及び学内規則の整備が行われていること。 ② 学位記の発行手続については、JDは1枚の学位記を共同で発行するものであることから、学生に実際に学位記を手交するのがどちらの大学となるのか等、事前に一定のルールを定める等留意すること。 ③ 学位記に使用する言語は、日本語での表記は必須とする。その上で、日本語のみとするか、連携外国大学が所在する国の公用語を併記するか、又は国際的通用性のある第三国の言語を併記するかについては、協定によって定めることとする。また、必要に応じて多言語併記もあり得ること。 <p>◇ 連携外国大学</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連携外国大学が所属する国において、他国の大学とのJDの実施を公的に認める仕組みがあること。 ② 連携外国大学が、当該国の正規の学校教育制度の中に位置付けられた、我が国の大学相当の高等教育機関であって、当該国において必要となる公的な質の保証（*認証評価等）を受けている機関であること。 ③ 連携外国大学が、当該国のJD制度の中でJDを実施することを認められていること。 ④ 連携外国大学が、開設するJDと同レベルの学位につき有効な学位授与権を 	<p style="text-align: center;">第三章 実際のJDプログラム設置に当たっての留意点</p> <p>国際連携教育課程は、我が国の大学と外国の大学とが共同して実施する教育プログラムであるが、法の「属地主義」の観点から、我が国の法令上の整理では、その法の支配が及び範囲内でしか規定できないため、JDプログラムの一側面を示すにすぎない。このため、このガイドラインを通じて、JDプログラムの全体像を示すとともに、我が国の法令上の規定では示し得ない部分に係る留意点を示すこととしている。</p> <p>なお、我が国の大学において国際連携教育課程を編成・実施し、JDプログラムを実施する場合には、国際連携学科等の設置を必要としているところであるが、連携外国大学との間で実際に行われる協議の実態は、「教育プログラム」として進められることが想定されることから、ここでは「JDプログラム」という表記を用いることとする。</p> <p>1 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 我が国の一つの大学又は外国の一つの大学だけでは提供できない学術プログラムを、我が国の大学及び外国の大学が連携・協力し、双方の教育資源を相互に活用することにより、提供可能にするものであること ✓ 当該プログラムは、連携する我が国の大学と外国の大学とが共同して開発し、実施するものであること ✓ 当該プログラムをどのように編成するかについては、我が国の制度の範囲内で規定するもののほか、連携外国大学及び相手国の制度によって多様な形態・要件を要し得ること <p>2 プログラムの基本設計</p> <p>◇ 学位のレベル、対象学問分野、名称</p> <p>我が国の大学及び外国の大学が連携しつつ、それぞれの教育理念や体制に基づき編成するJDプログラムについて、以下のような点について、誤解を与えないよう明確なものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 我が国の大学と外国の大学とのJDプログラムであることが明確な名称となっていること。その際、学位記の様式や記載言語等、関係国の国内において社会的通用性があるとともに、国際的にも通用性があるものとなっていること。 ② 授与する学位の種類（学士、修士、博士）が明確となっていること。また、短期大学士、短期大学士（専門職）、学士（専門職）、修士（専門職）及び教職修士（専門職）については、必ずしも世界各国において共通の学位があるとは限らないことから、短期大学士・学士・修士・博士のどのレベルの学位に相当するののかについて明示すること。 ③ 授与する学位に付記する専攻分野の名称が明確かつ適切なものとなっていること。 <p>◇ 学位記</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 我が国の大学と外国の大学とが連名で一つの学位を授与することについて、双方の大学内の意思決定及び学内規則の整備が行われていること。 ② 学位記の発行手続については、JDプログラムは1枚の学位記を共同で発行するものであることから、学生に実際に学位記を手交するのがどちらの大学となるのか等、事前に一定のルールを定める等、留意すること。 ③ 学位記に使用する言語は、<u>日本語、連携外国大学が所在する国の公用語及び国際的通用性のある第三国の言語のうちいずれを使用するか、協定によって定めること</u>とする。また、必要に応じて多言語併記もあり得ること。 <p>◇ 連携外国大学</p> <p><u>連携する外国大学について、以下の点、特に当該国において必要となる公的な質の保証を受けているかどうかをよく確認すること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連携外国大学が所属する国において、他国の大学とのJDプログラムの実施を公的に認める仕組みがあること。 ② 連携外国大学が、当該国の正規の学校教育制度の中に位置づけられた、我が国の大学相当の高等教育機関であって、当該国において必要となる公的な質の保証（*認証評価等）を受けている機関であること。 ③ 連携外国大学、当該国のJDプログラムに関する制度の中でJDプログラム

有し、かつそのレベルの学位授与の実績があること。

- ⑤ 連携するに当たり十分な教育資源（職位資格と適切な専門性を有する教員、必要となる校地・校舎・施設・設備等）を有している機関であること。

※ 連携する外国大学について、当該大学が所在する国において質保証制度が確立されておらず、例えばU N E S C O 「高等教育機関に関する情報ポータル」 (<http://www.unesco.org/new/en/education/resources/unesco-portal-to-recognized-higher-education-institutions>) 等にも正規の大学等として認められている情報として掲載されていない場合は、あらかじめ文部科学省に相談すること。

◇ 協定

連携外国大学との間で安定的かつ継続的な教育連携を確保するため、あらかじめ、責任ある意思決定権者間による協定等により必要な事項を取り決めていること。

- ① 大学運営の責任者の名義等により、プログラムの運営方針について、詳細にわたり協定等により取り決めていること。

例) 大学ごとのJ Dプログラムの対象となる学生数、プログラムの責任の所在、入学者・進学者選抜方法、教員の所属及び配置、学生の学籍上の身分取扱い及び福利厚生、教育研究の内容・方法、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、知的財産権の扱い、プログラム終了（廃止）時の手続（学生が在籍する期間の経過措置及び廃止後の学籍簿の取扱いを含む。）、その他のプログラムの編成及び実施のために必要な運営方針等

- ② 協定等を設ける際は、それぞれの大学が協定等を通じてどのような連携活動を展開しようとしているのかについて、その意思について十分に確認していること（例：了解を得ずに各大学が自らの大学の学生に学位を授与するといった、質の保証の観点から適切に責任を果たすことが困難な事態になることのないよう留意しているか。）。

- ③ 双方の教育資源の実際的活用が、十分に確保されたプログラムとなっていること。

- ④ 協定に基づき各大学との調整や重要事項について協議を行うため、権限を有する者あるいは当該権限を有する者から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会等を設け、定期的開催することになっていること。

◇ プログラム対象者の選定、選抜等

- ① 入学者・進学者選抜方法について大学間協定において決定していること。基本的には、我が国の大学と連携外国大学が双方受け入れる学生について合意して受け入れるべきであることから、共同で実施することが望ましい。なお、それぞれ別途実施する場合や、共同で実施することとの組合せ等の場合等も含め、どのように行うか、選抜から承認まで一連の手続について事前に連携外国大学と詳細を取り決めていること。

- ② 当該プログラムへの学生の募集に当たっては、取得する学位、卒業・修了要件、教育内容や方法、タイムスケジュールや費用、学修ワークロード、奨学金や福利厚生等の学生支援等について十分な情報を事前に周知し、疑義の生じないように配慮していること。

- ③ 当該プログラムへの学生の入学に当たっては、それぞれの国の学校教育制度の中における入学資格の違いに留意し、当該制度の範囲内で適切に対処すること（例：連携外国大学が所在する国の法制度上、我が国の大学への入学資格に満たない資格で当該国の大学への入学を認めている場合、我が国の大学においては、我が国の大学入学資格を満たすまでの間は、J Dプログラムへの正規の課程に入学させることができないこと。）。

を実施することを認められていること。

- ④ 連携外国大学が、開設するJ Dプログラムと同レベルの学位につき有効な学位授与権を有し、かつそのレベルの学位授与の実績があること。

- ⑤ 連携するに当たり十分な教育資源（職位資格と適切な専門性を有する教員、必要となる校地・校舎・施設・設備等）を有している機関であること。

※ 連携する外国大学について、当該大学が所在する国において質保証制度が確立されておらず、例えば国際大学協会（International Association of Universities : IAU / 本部：ユネスコ・パリ）が公表している世界の高等教育オンラインポータル「World Higher Education Database (WHED)」等に正規の大学等として掲載されていない場合は、あらかじめ文部科学省に相談すること。

◇ 協定

連携外国大学との間で安定的かつ継続的な教育連携を確保するため、あらかじめ、責任ある意思決定権者間による協定等により必要な事項を取り決めていること。

- ① 大学運営の責任者の名義等により、J Dプログラムの運営方針について、詳細にわたり協定等により取り決めていること。

例) 大学ごとのJ Dプログラムの対象となる学生数、プログラムの責任の所在、入学者・進学者選抜方法、教員の所属及び配置、学生の学籍上の身分取扱い及び福利厚生、教育研究の内容・方法、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、知的財産権の扱い、プログラム終了（廃止）時の手続（学生が在籍する期間の経過措置及び廃止後の学籍簿の取扱いを含む。）、その他のプログラムの編成及び実施のために必要な運営方針等

- ② 協定等を設ける際は、それぞれの大学が協定等を通じてどのような連携活動を展開しようとしているのかについて、その意思について十分に確認していること（例：了解を得ずに各大学が自らの大学の学生に学位を授与するといった、質の保証の観点から適切に責任を果たすことが困難な事態になることのないよう留意しているか。）。

- ③ 双方の教育資源の実際的活用が、十分に確保されたJ Dプログラムとなっていること。

- ④ 協定に基づき各大学との調整や重要事項について協議を行うため、権限を有する者あるいは当該権限を有する者から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会等を設け、定期的開催することになっていること。

◇ 学生の学修の継続に必要な措置

J Dプログラムの実施が困難となった場合に備えて、学生の学修の継続に必要な措置を講じていること。

その際、あらかじめ連携外国大学等との協定において、J Dプログラムの実施が困難となった場合の、課題解決のための協議方法、学生の転学部等の対応の責任主体及び当該プロセスを明確化しておくとともに、それぞれの大学において、J Dの実施が困難となった場合に備えた学生の転学部等の対応方針を位置付けておくこと。

◇ J Dプログラム対象者の選定、選抜等

- ① 入学者・進学者選抜方法について大学間協定において決定していること。基本的には、我が国の大学と連携外国大学が双方受け入れる学生について合意して受け入れるべきであることから、共同で実施することが望ましい。なお、それぞれ別途実施する場合や、共同で実施することとの組合せ等の場合等も含め、どのように行うか、選抜から承認まで一連の手続について事前に連携外国大学と詳細を取り決めていること。

- ② 当該プログラムへの学生の募集に当たっては、取得する学位、卒業・修了要件、教育内容や方法、タイムスケジュールや費用、学修ワークロード、奨学金や福利厚生等の学生支援等について十分な情報を事前に周知し、疑義の生じないように配慮していること。

- ③ 当該プログラムへの学生の入学に当たっては、それぞれの国の学校教育制度の中における入学資格の違いに留意し、当該制度の範囲内で適切に対処すること（例：連携外国大学が所在する国の法制度上、我が国の大学への入学資格に満たない資格で当該国の大学への入学を認めている場合、我が国の大学においては、我が国の大学入学資格を満たすまでの間は、J Dプログラムへの正規の課程に入学させることができないこと。）。

◇ 学籍

我が国の大学と連携外国大学の両方の学籍を有することになるため、学生に対する責任等につき、それぞれの大学において適切に学籍管理がなされるなど、遺漏がないよう適切に処理していること（例：プログラム廃止後の学籍簿の取扱いについて事前に決定しておくこと。）。

◇ 規模

プログラムの実施規模が、双方の大学及び関係組織にとって、運営可能であり、かつ、適切な範囲のものであること（例：どの程度の学生数で当該プログラムを運営するのか、その際、当該プログラムの運営により既存の教育研究体制に与える影響等を考慮しているか。）。

3 カリキュラムの設計・学位審査等

◇ 人材像

育成すべき人材像が明確となっており、我が国の大学と連携外国大学の双方の関係者間で十分に共有されていること。

◇ 使用言語

カリキュラムの調整や交流の促進が円滑に行われるよう、

- ① 我が国の大学と連携外国大学の双方において、国際的通用性のある言語（英語等）など共通言語による課程や授業を提供するなどの工夫が講じられていること。
- ② 各大学においてそれぞれの言語で教育が提供される場合は、学生の円滑な学習が確保されるよう、言語教育課程の充実等十分な支援体制が構築されていること。

◇ 教育の形態

教育を提供する形態について、我が国及び連携外国大学の属する国の法令に基づき、あらかじめ連携外国大学と協議して取り決めておくこと（例：双方の大学においてそれぞれ開設する科目を履修する場合、オンラインで一部の科目を留学を伴わずに履修する場合、連携外国大学の教員が一定期間滞在し担当する一部の授業を履修する場合等。）。

◇ 多様なメディアを高度に利用した授業

第2章2（3）のとおり、国際連携教育課程において、我が国の大学の教室等とはもとより連携外国大学の教室等において多様なメディアを高度に利用した授業を行うことは可能であるが、JDの趣旨に鑑み、原則として、国際連携教育課程の学生が連携するそれぞれの大学に一定期間滞在して教育機会を得ることを求めることとしていることから、一つの大学又は国にとどまったまま、多様なメディアを高度に利用した授業の履修及びその他の方法の併用によって当該教育課程を修了することは、JDの趣旨に合致しているとはいえない。

このため、国際連携教育課程において、多様なメディアを高度に利用した授業の方法により修得する単位数は、連携する大学ごとに、上限の目安として31単位未満程度となるように当該教育課程を編成すること。

また、大学設置基準第32条第5項等の規定により、多様なメディアを高度に利用した授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとなっており、当該規定は、国際連携教育課程においても適用になるものであるため、当該教育課程の編成の際には、当該授業の方法により修得する単位数が全体として60単位を超えないように留意すること。

◇ 卒業・修了要件

我が国の大学と連携外国大学とにおいて、それぞれの学位プログラムの卒業又は修了の要件を満たすとともに、JDプログラムとしての要件を満たす必要があること。

- ① 【単位・修業年限】それぞれの大学において卒業又は修了の要件とされている修得すべき単位数（例えば、我が国の学部の場合は124単位）及び修業年限（例えば、我が国の学部の場合は4年以上）とともに、JDプログラムとしての要件（例えば、学部の場合は我が国の大学で62単位以上、連携外国大学で31単位以上）を満たすこと。
- ② 【論文】それぞれの大学において修了要件として作成しなければならない論文（我が国の場合は博士課程及び修士課程（特定課題研究・博士論文研究基礎力審査でよい場合を除く。）で必要）について、審査及び試験に合格すること。

◇ 学籍

我が国の大学と連携外国大学の両方の学籍を有することになるため、学生に対する責任等につき、それぞれの大学において適切に学籍管理がなされるなど、遺漏がないよう適切に処理していること（例：JDプログラム廃止後の学籍簿の取扱いについて事前に決定しておくこと。）。

◇ 規模

JDプログラムの実施規模が、双方の大学及び関係組織にとって、運営可能であり、かつ、適切な範囲のものであること（例：どの程度の学生数で当該プログラムを運営するのか、その際、当該プログラムの運営により既存の教育研究体制に与える影響等を考慮しているか。）。

3 カリキュラムの設計・学位審査等

◇ 人材像

育成すべき人材像が明確となっており、我が国の大学と連携外国大学の双方の関係者間で十分に共有されていること。

◇ 使用言語

カリキュラムの調整や交流の促進が円滑に行われるよう、

- ① 我が国の大学と連携外国大学の双方において、国際的通用性のある言語（英語等）など共通言語による課程や授業を提供するなどの工夫が講じられていること。
- ② 各大学においてそれぞれの言語で教育が提供される場合は、学生の円滑な学習が確保されるよう、言語教育課程の充実等十分な支援体制が構築されていること。

◇ 教育の形態

教育を提供する形態について、我が国及び連携外国大学の属する国の法令に基づき、あらかじめ連携外国大学と協議して取り決めておくこと（例：双方の大学においてそれぞれ開設する科目を履修する場合、オンラインで一部の科目を留学を伴わずに履修する場合、連携外国大学の教員が一定期間滞在し担当する一部の授業を履修する場合等。）。

◇ 多様なメディアを高度に利用した授業

第2章2（3）のとおり、国際連携教育課程において、我が国の大学の教室等とはもとより連携外国大学の教室等において多様なメディアを高度に利用した授業を行うことは可能であるが、国際連携教育課程の学生が連携するそれぞれの大学に一定期間滞在して教育機会を得ることを求めることとしているJDプログラムの趣旨を踏まえること。

このため、国際連携教育課程において、多様なメディアを高度に利用した授業の方法により修得する単位数は、連携する大学ごとに、上限の目安として例えば、学士課程においては31単位未満程度となるように当該教育課程を編成すること。

また、大学設置基準第32条第5項等の規定により、多様なメディアを高度に利用した授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとされており、当該規定は、国際連携教育課程においても適用されるものであるため、当該教育課程の編成の際には、当該授業の方法により修得する単位数が全体として60単位を超えないように留意すること。

◇ 卒業・修了要件

我が国の大学と連携外国大学とにおいて、それぞれの学位プログラムの卒業又は修了の要件を満たすとともに、JDプログラムとしての要件を満たす必要があること。

- ① 【単位・修業年限】それぞれの大学において卒業又は修了の要件とされている修得すべき単位数（例えば、我が国の学部の場合は124単位）及び修業年限（例えば、我が国の学部の場合は4年以上）とともに、JDプログラムとしての要件（例えば、学部の場合は各大学で31単位以上）を満たすこと。
- ② 【論文】それぞれの大学において修了要件として作成しなければならない論文（我が国の場合は博士課程及び修士課程（特定課題研究・博士論文研究基礎力審査でよい場合を除く。）で必要）について、審査及び試験に合格すること。論文指導は共同で行うことが想定される。

ること。論文指導は共同で行うことが想定される。

◇ 単位の修得

- ① カリキュラムの編成の際、連携外国大学の単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の認定方法等）について確認するとともに、学位取得に向けたタイムスケジュール、履修の順序やアカデミックカレンダーの相違等について十分に確認していること。
- ② コースワークを重視し、授業内容を反映した科目名によるプログラムの構成に留意していること。連携外国大学において修得した単位を共同のものとして我が国の大学の単位に認定することについては、当該連携外国大学の単位当たりの標準的な学修時間を、我が国の1単位当たりの標準的な学修時間に当てはめて行うこと。

◇ 共同開設科目

- ① 共同開設科目は、大学設置基準第19条第1項等の規定（必要な授業科目を自ら開設すること）に関わらず、JDプログラムにおいてのみ適用される我が国の大学と連携外国大学とが共同で開設・実施する特例的な授業科目であるため、どちらかの大学が既に開設・実施している授業科目を自らの授業科目とみなすような仕組みとはならないようにすること。
- ② 共同開設科目の開設に当たっては、事前に関係する大学間で、教育内容・方法・使用教材・成績評価方法・実施に要する経費負担等について合意するとともに、適切に役割分担をしていること。

【共同開設科目を作るに当たっての取組例】

授業形式（講義／演習）、シラバスや単位数の共同決定、成績判定のベースとなる評価のガイドライン（絶対／相対評価等）の策定、チーム・ティーチング等

◇ 成績評価

- ① カリキュラムの国際通用性の観点から、学位を取得するに当たり達成すべき能力基準を明確にするとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員間の相互チェックなど、透明性、客観性の高い、厳格な成績評価を行えるよう留意していること。
- ② 成績評価の観点及び基準等については、それぞれの大学の関係者間で事前に協議し、合意していること。

◇ 論文

論文指導における我が国の大学と連携外国大学による共同指導の在り方など、連携外国大学及び当該国の制度や実情も踏まえつつ、質の保証が適切に図られるよう、十分に検討していること。

◇ 学位審査

- ① 連携外国大学と十分に協議をした上で、共同で学位を審査する際の基準を設ける等により、適切な学位審査が確保されていること。
- ② 学位審査を行う教員の資格及び専門性については、連携外国大学が所在する国の教員資格が、必ずしも我が国の教員資格と同じであるとは限らないことから、審査員となる教員のレベルの同等性が確保されていること。

◇ 指導体制

十分な学生指導体制を確保していること。

- ① 特に、構成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学位に責任を持つ全ての大学の教員から学生が研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について学位に責任を持つ全ての大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、適切な措置をしていること。
- ② 連携外国大学においても、我が国の大学の教員の指導をオンラインで受けられる等の工夫を講じることとしていること。

◇ 教員

- ① 我が国の大学でJDプログラムを展開する国際連携教育課程を編成する国際連携学科等に、大学設置基準等において必要とされる専任教員が基準数以上配置されていること。その場合において、国際連携学科等が母体とする学部等の他の学科等の教員が、国際連携学科等の教員を兼ねることができる

◇ 単位の修得

- ① カリキュラムの編成の際、連携外国大学の単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の認定方法等）について確認するとともに、学位取得に向けたタイムスケジュール、履修の順序やアカデミックカレンダーの相違等について十分に確認していること。
- ② コースワークを重視し、授業内容を反映した科目名によるプログラムの構成に留意していること。連携外国大学において修得した単位を共同のものとして我が国の大学の単位に認定することについては、当該連携外国大学の単位当たりの標準的な学修時間を、我が国の1単位当たりの標準的な学修時間に当てはめて行うこと。

◇ 共同開設科目

- ① 共同開設科目は、大学設置基準第19条第1項等の規定（必要な授業科目を自ら開設すること）に関わらず、JDプログラムにおいてのみ適用される我が国の大学と連携外国大学とが共同で開設・実施する特例的な授業科目であるため、どちらかの大学が既に開設・実施している授業科目を自らの授業科目とみなすような仕組みとはならないようにすること。
- ② 共同開設科目の開設に当たっては、事前に関係する大学間で、教育内容・方法・使用教材・成績評価方法・実施に要する経費負担等について合意するとともに、適切に役割分担をしていること。

【共同開設科目を作るに当たっての取組例】

授業形式（講義／演習）、シラバスや単位数の共同決定、成績判定のベースとなる評価のガイドライン（絶対／相対評価等）の策定、チーム・ティーチング等

◇ 成績評価

- ① カリキュラムの国際通用性の観点から、学位を取得するに当たり達成すべき能力基準を明確にするとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員間の相互チェックなど、透明性、客観性の高い、厳格な成績評価を行えるよう留意していること。
- ② 成績評価の観点及び基準等については、それぞれの大学の関係者間で事前に協議し、合意していること。

◇ 論文

論文指導における我が国の大学と連携外国大学による共同指導の在り方など、連携外国大学及び当該国の制度や実情も踏まえつつ、質の保証が適切に図られるよう、十分に検討していること。

◇ 学位審査

- ① 連携外国大学と十分に協議をした上で、共同で学位を審査する際の基準を設ける等により、適切な学位審査が確保されていること。
- ② 学位審査を行う教員の資格及び専門性については、連携外国大学が所在する国の教員資格が、必ずしも我が国の教員資格と同じであるとは限らないことから、審査員となる教員のレベルの同等性が確保されていること。

◇ 指導体制

十分な学生指導体制を確保していること。

- ① 特に、構成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学位に責任を持つ全ての大学の教員から学生が研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について学位に責任を持つ全ての大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、適切な措置をしていること。
- ② 連携外国大学においても、我が国の大学の教員の指導をオンラインで受けられる等の工夫を講じることとしていること。

◇ 教員

- ① 我が国の大学でJDプログラムを展開する国際連携教育課程を編成する国際連携学科等に、大学設置基準等において必要とされる専任教員が適切に配置されていること。加えて、1名の専任教員を自らの教育研究活動の遂行の他、連携外国大学との調整等を行わせるために配置する必要があること。

<p>こと。ただし、1名の専任教員については、自らの教育研究活動の遂行の他、連携外国大学との調整等を専属に行うため、他学科等の教員と兼ねることができないこと。</p> <p>② それぞれの大学の教員は、あくまで雇用関係がある大学に帰属する教員として位置付けられ、JDプログラムに参加することがあっても、必ずしも、どちらかの大学に兼任することを求めるものではないこと（*連携外国大学の教員については、今回のJDプログラムの実施に当たって、法令上、我が国の大学との雇用関係を持つことは求めない。）。</p> <p>◇ 校地・校舎・施設・設備等</p> <p>JDプログラムに係る校地・校舎・施設・設備等については、学内の施設・設備等を利用することが可能であるが、JDプログラムの円滑な実施に支障が生じないものであるとともに、既存の学科等の教育研究活動に支障を生じさせるものではないこと。</p> <p>◇ 学生の移動等（留学・在学期間）</p> <p>JDは、原則として、連携する双方の大学に学生が一定期間滞在し教育機会を得ることを伴うものであるべきことから、これら教育機会が確実に確保されていること。</p> <p>① それぞれの大学において一定期間まとめて授業を受けることができるようなカリキュラム編成などになっていること。</p> <p>② 国内と外国の大学の間を移動することに伴う学生の負担を、可能な限り軽減するものとなっていること。</p> <p>③ 学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮していること。</p> <p>④ それぞれの大学から参加する学生数について、偏りを避けバランスの取れたモビリティが、可能な限り確保されていること。</p> <p>◇ 学習環境</p> <p>全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係する全ての大学と十分検討していること。</p> <p>4 その他</p> <p>◇ 学費・奨学金等</p> <p>① 複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、価値の対価として過度な授業料等の負担がないよう学生の便益に配慮がなされていること（例：授業料を重複して徴収する等のことがないこと。）。</p> <p>② 双方の大学の学生間で公平が図られるよう、留意していること。</p> <p>③ 学生の留学に伴う経済的負担について、相応に配慮されていること（*特別な経済的支援等）。</p> <p>④ その他、学生の福利厚生について、適切な配慮がなされていること。</p> <p>◇ セーフティーネット</p> <p>何らかの事情で学生が履修を断念した場合や、プログラムの修了要件を満たさなかった場合、さらにはいずれかの大学がプログラムの継続が困難となった場合（天災や騒乱等）等の対応について、例えば、当該大学の責任の下に、他学科・専攻等への転籍や既修得単位の読替え、又は補完的に授業科目を提供することができるようにしておくなど、あらかじめ必要な対処方針や方策が定められていること。</p> <p>◇ 評価・質保証</p> <p>JDプログラムの実践においては、学位の質保証を確実にを行うことが重要であり、各大学は、それぞれのプログラムが、一つの大学で授与される一つの学位と比較して付加される価値を明確にし、当該プログラムを修了した学生が修得する能力等を学生のみならず社会に対して説明する責任をもつこと。このため、学生が当該プログラムを修了した際に、その質に疑義が生じるようなことは厳に避けなければならないこと。</p> <p>① プログラムを開設した場合、速やかにその内容に関する情報を、学生及び社会に対し公表すること。また、外国に対しても情報を発信すること。</p> <p>② 常設の運営委員会等で、随時連携外国大学と協議を行うこととしていること。</p> <p>具体的には、JDプログラムを実施する我が国の大学において、JDプロ</p>	<p>② それぞれの大学の教員は、あくまで雇用関係がある大学に帰属する教員として位置付けられ、JDプログラムに参加することがあっても、必ずしも、どちらかの大学に兼任することを求めるものではないこと（*連携外国大学の教員については、JDプログラムの実施に当たって、法令上、我が国の大学との雇用関係を持つことは求めない。）。</p> <p>◇ 校地・校舎・施設・設備等</p> <p><u>JDプログラムに係る校地・校舎・施設・設備等については、大学設置基準等において必要とされるものを整備すること。</u></p> <p>◇ 学生の移動等（留学・在学期間）</p> <p>JDプログラムは、原則として、連携する双方の大学に学生が一定期間滞在し教育機会を得ることを伴うものであるべきことから、これらの教育機会が確実に確保されていること。</p> <p>① それぞれの大学において一定期間まとめて授業を受けることができるようなカリキュラム編成などになっていること。</p> <p>② 国内と外国の大学の間を移動することに伴う学生の負担を、可能な限り軽減するものとなっていること。</p> <p>③ 学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮していること。</p> <p>④ それぞれの大学から参加する学生数について、偏りが無いよう可能な限り大学間のバランスが確保されていること。</p> <p>◇ 学習環境</p> <p>全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係する全ての大学と十分検討していること。</p> <p>4 その他</p> <p>◇ 学費・奨学金等</p> <p>① 複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、価値の対価として過度な授業料等の負担がないよう学生の便益に配慮がなされていること（例：授業料を重複して徴収する等のことがないこと。）。</p> <p>② 双方の大学の学生間で公平が図られるよう、留意していること。</p> <p>③ 学生の留学に伴う経済的負担について、相応に配慮されていること（*特別な経済的支援等）。</p> <p>④ その他、学生の福利厚生について、適切な配慮がなされていること。</p> <p>◇ 評価・質保証</p> <p>JDプログラムの実践においては、学位の質保証を確実にを行うことが重要であり、各大学は、それぞれのプログラムが、一つの大学で授与される一つの学位と比較して付加される価値を明確にし、当該プログラムを修了した学生が修得する能力等を学生のみならず社会に対して説明する責任をもつこと。このため、学生が当該プログラムを修了した際に、その質に疑義が生じるようなことは厳に避けなければならないこと。</p> <p>① プログラムを開設した場合、速やかにその内容に関する情報を、学生及び社会に対し公表すること。また、外国に対しても情報を発信すること。</p> <p>② 常設の運営委員会等で、随時連携外国大学と協議を行うこととしていること。</p> <p>具体的には、JDプログラムを実施する我が国の大学において、JDプロ</p>
--	--

<p>ラムを共同で実施する連携外国大学とともに、学内に常設の委員会等を設置し、プログラムの質保証を行うこととしていること。</p> <p>当該常設委員会等の委員には、当該学問分野、あるいは隣接・関連する分野において、博士課程を持ち博士学位授与の実績のある我が国の大学の教授を含めていること。</p> <p>③ 認証評価の際の自己点検評価に、JDプログラムについて盛り込んでいること。</p> <p>④ 連携外国大学の公的質保証が確実になされていることを重ねて確認する意味で、JDのカリキュラムの編成に当たり、連携外国大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認していること。</p> <p>※ JDの質保証については、積極的に取り組む我が国の大学が、主体的に相互に情報を共有し、ピア・レビュー等による質保証を行うことが、我が国の高等教育機関が実施するJDの質保証を維持し、また外国からも信頼を勝ち得る意味で極めて重要であり、強く期待される。なお、通常の大学教員等で行われるピア・レビューではなく、質保証に関する有識者、企業、研究所、外国の大学等の関係者が参加するレビューであることが望ましい。また、大学等において発行されるジャーナルにおいて、ピア・レビューができるような仕組みを構築することも検討に値する。</p> <p>◇ 社会における認知・評価</p> <p>学生本位の視点に立ち、JDが就職先となる企業等社会的に認知されかつ評価されることは極めて重要との観点から、JDプログラムの有為性等について社会に対し広く広報・説明し周知を図っていること。</p>	<p>ラムを共同で実施する連携外国大学とともに、学内に常設の委員会等を設置し、プログラムの質保証を行うこととしていること。</p> <p>当該常設委員会等の委員には、当該学問分野、あるいは隣接・関連する分野において、博士課程を持ち博士学位授与の実績のある我が国の大学の教授を含めていること。</p> <p>③ 認証評価の際の自己点検評価に、JDプログラムについて盛り込んでいること。</p> <p>④ <u>連携外国大学の公的質保証が確実になされていることは極めて重要であり、公的質保証を重ねて確認する意味で、JDのカリキュラムの編成に当たり、連携外国大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認していること。</u></p> <p>※ JDプログラムの質保証については、積極的に取り組む我が国の大学が、主体的に相互に情報を共有し、ピア・レビュー等による質保証を行うことが、我が国の高等教育機関が実施するJDプログラムの質を維持し、また外国からも信頼を勝ち得る意味で極めて重要であり、強く期待される。なお、通常の大学教員等で行われるピア・レビューではなく、質保証に関する有識者、企業、研究所、外国の大学等の関係者が参加するレビューであることが望ましい。また、大学等において発行されるジャーナルにおいて、ピア・レビューができるような仕組みを構築することも検討に値する。</p> <p>◇ 社会における認知・評価</p> <p>学生本位の視点に立ち、JDプログラムが就職先となる企業等社会的に認知されかつ評価されることは極めて重要との観点から、JDプログラムの有為性等について社会に対し広く広報・説明し周知を図っていること。</p>
---	--

現行	改定案
<p style="text-align: center;">第四章 ダブル・ディグリー等共同教育プログラム</p> <p>DDについては、これまで、平成22年5月に策定された「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン（中央教育審議会大学分科会大学グローバル化検討WG）」において、その運用に当たっての指針が示されてきたところであるが、今般、新たにJDについて制度改正がなされたことを受け、当該ガイドラインを廃止することとする。</p> <p>一方で、JDとの関係性を精査した上でも、当該ガイドラインにおける記述の内、引き続き参照すべき部分については、改めて本章に記載する。</p> <p>なお、DDについては従前通り設置認可を要さないこととなるが、大学においては、DDの実施が当該大学単独にとどまらず我が国の大学の学位全般に係る信頼性に影響を及ぼすものであることを十分に意識した上で、その教育の質の維持・向上を図るべきであることは言をまたない。</p> <p>加えて、JDについて本ガイドラインで示す留意点についても、DDプログラムの設計・運営に当たっての参考とすることが期待される。</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>DDについては、複数の大学がそれぞれに特定の学問分野でそれぞれの学位を授与するものであるが、学生が一つの大学に在籍して学位を得て更に別の大学に在籍して学位を得ることに比べ、単なる単位互換協定からより一歩進んだ形の協定締結などを通じた連携を図ることにより、期間と学修量を多少緩和して二つの学位を得ることができるものである。</p> <p>（*DDの場合は、実施主体が複数あり、その実施主体のどちらもが、単独でも学位を授与することができる。それぞれの大学のカリキュラムが存在した上で、他大学と共同し、相互に学位を出すことができる共通のプログラムを設定する。最大ワークロードは通常の学位取得の2倍となるが、多くの場合、単位互換協定の締結等を併せ実施するため、実際は2.0以下のワークロードとなる。）</p> <p>JDとDDの関係性については、多様な考え方がある。JDをDDの発展型として捉える考え方もある一方、それぞれ目的が異なるプログラムという考え方もある。これらは、あくまでもプログラムを設計する大学の考え方によることから、大学においては、あらかじめ何を目的として共同学位プログラムを構築するのか、綿密な計画性を持って取り組むことが必要となる。</p> <p>また、連携先の大学が属する各国の制度等により、共同プログラムの開設方法がJDあるいはDDのどちらかに限定されるケースも考えうることに留意すべきである。</p> <p>2 運営に当たっての留意点</p> <p>(1) 当初に確認すべき事項</p> <p>第一に、関係大学となる外国の大学について、当該国や地域における公的な質保証システムにおける認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、UNESCOの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けているか確認すること。</p> <p>その上で、関係大学と教育連携関係を構築する意義や、参加する学生数の見込み、教員の配置等について、学内で十分検討し、学内における組織的・継続的な教育連携関係の構築にかかる基本方針を明らかにし、関係者の共通理解を得ること。その際、当該教育連携関係を通じて関係大学より取得可能な学位等の位置づけ（正規の学位であるか、学位とは別の証明書であるか、等）について、十分に確認すること。</p> <p>さらに、形成するプログラムのうち我が国の大学がかかわる部分について、我が国の大学設置基準等の関係法令と抵触することがないか、十分に確認すること。</p> <p>(2) 共同の実施体制の整備</p> <p>第一に、関係大学との教育連携の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ関係大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、大学ごとの対象人数、教員の配置、教育研究の内容、業</p>	<p style="text-align: center;">第四章 ダブル・ディグリー等共同教育プログラム</p> <p>DDについては、引き続き設置認可を要さないものの、各大学においては、DDの実施が当該大学単独にとどまらず我が国の大学の学位全般に係る信頼性に影響を及ぼすものであることを十分に意識した上で、その教育の質の維持・向上を図ることが求められる。これまで本ガイドラインにおいてJDプログラムについて示した留意点についても、DDプログラムの設計・運営に当たっての参考とすることが期待される。</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>DDについては、複数の大学がそれぞれに特定の学問分野でそれぞれの学位を授与するものであるが、学生が一つの大学に在籍して学位を得て更に別の大学に在籍して学位を得ることに比べ、単なる単位互換協定からより一歩進んだ形の協定締結などを通じた連携を図ることにより、期間と学修量を多少緩和して二つの学位を得ることができるものである。</p> <p>（*DDの場合は、実施主体が複数あり、その実施主体のどちらもが、単独でも学位を授与することができる。それぞれの大学のカリキュラムが存在した上で、他大学と共同し、相互に学位を出すことができる共通のプログラムを設定する。最大ワークロードは通常の学位取得の2倍となるが、多くの場合、単位互換協定の締結等を併せ実施するため、実際は2.0以下のワークロードとなる。）</p> <p>JDとDDの関係性については、多様な考え方がある。JDをDDの発展型として捉える考え方もある一方、それぞれ目的が異なるプログラムという考え方もある。これらは、あくまでもプログラムを設計する大学の考え方によることから、大学においては、あらかじめ何を目的として共同学位プログラムを構築するのか、綿密な計画性を持って取り組むことが必要となる。</p> <p>また、連携先の大学が属する各国の制度等により、共同プログラムの開設方法がJDあるいはDDのどちらかに限定されるケースもありうることに留意すべきである。</p> <p>2 運営に当たっての留意点</p> <p>(1) 当初に確認すべき事項</p> <p>第一に、関係大学となる外国の大学について、当該国や地域における公的な質保証システムにおける認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、国際大学協会が公開している世界の高等教育オンラインポータルに正規の大学等として掲載されている等）を受けているか確認すること。</p> <p>その上で、関係大学と教育連携関係を構築する意義や、参加する学生数の見込み、教員の配置等について、学内で十分検討し、学内における組織的・継続的な教育連携関係の構築にかかる基本方針を明らかにし、関係者の共通理解を得ること。その際、当該教育連携関係を通じて関係大学より取得可能な学位等の位置づけ（正規の学位であるか、学位とは別の証明書であるか等）について、十分に確認すること。</p> <p>さらに、形成するプログラムのうち我が国の大学がかかわる部分について、我が国の大学設置基準等の関係法令に抵触することがないか、十分に確認すること。</p> <p>(2) 共同の実施体制の整備</p> <p>第一に、関係大学との教育連携の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ関係大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、大学ごとの対象人数、教員の配置、教育研究の内容、業</p>

務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、プログラムの終了時の際の手続その他プログラムの形成及び実施のために必要な基本的な方針について協定等により取決めを設けること。協定等を設ける際は、各関係大学が協定を通じてどのような連携活動を展開しようとしているのか、その意志について十分に確認すること。これにより、例えば了解を得ずに関係大学が自らの大学の学生に学位を授与するといった、適切に責任を果たすことが困難な事態になることのないよう留意すること。

また、協定に基づき関係大学との調整や重要事項について協議を行うため、権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会等を設け、定期的に開催すること。さらに、プログラムを組織的かつ継続的に運営するため、各関係大学において窓口となる担当部署を設定し、情報の共有や各種問合せへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など、組織的な教育連携を図るよう留意すること。

(3) カリキュラムの編成

第一に、カリキュラムの編成に当たり、関係大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認すること。

次に、カリキュラムの編成の際には、関係大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）について確認するとともに、学位取得に向けたタイムスケールや履修の順序、単位互換の手続、アカデミックカレンダーの相違、履修すべき科目と学生が選択可能な科目の整理等について十分に確認し、学生の履修に支障がないようにすること。また、コースワークを重視し、授業内容を反映した科目名によるカリキュラムの構成に留意するとともに、関係大学における単位制度も踏まえつつ、単位の実質化を軽視することのないよう、厳密に確認すること。その際、単位互換の枠組みについては、既に国際的に実施されている枠組みの活用も考えられること。

また、魅力あるプログラムを形成するとともに、カリキュラムの調整や交流の促進が円滑に行われるよう、双方の大学が英語等による授業や課程を提供するなどの工夫を図ること。さらに、教育内容の質を保証するとともに、学生の負担を減らす観点から、担当教員が双方の大学に出向いて共同指導を行う等工夫すること。

その上で、カリキュラムを充実するとともに、その可視化を図る観点から、関係大学間の議論や対話を通じて学位を取得するに当たり達成すべき能力を明確にするとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員間の相互チェックなど、透明性、客観性の高い、厳格な成績評価が行われるよう留意すること。

なお、形成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学生が全ての関係大学の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について全ての関係大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、適切な管理を行うこと。

(4) 学位審査

学位審査については、各大学において適切に行われることを前提としつつ、例えば論文の提出が求められる場合、各関係大学に提出する論文の数や内容、トピックの選択、使用言語、論文受理の要件、論文審査のタイムスケジュールや審査体制、論文指導における関係大学による共同指導の在り方などにつき、相手大学の制度や実情も踏まえつつ、十分に検討すること。学位審査に当たり、関係大学と十分に協議し、適切に行うこと。また、各国の学位制度や適切な質の保証を踏まえつつ、例えば我が国の修士課程において、論文の提出に代えて特定課題についての研究成果の提出を求めるなどの対応も考えられること。なお、一つの論文で複数の大学においてそれぞれ学位を取得可能とするプログラムについては、質の保証の観点から疑念を持たれないよう、引き続き慎重な検討が必要である。その際、修士課程・博士課程における学位審査については、学位審査委員会に関係大学の教員を構成員として加えることが考えられるが、その場合は、学位規則第5条の協力者とするなどの対応をとること。

なお、学位記の発行に際しては、当該プログラムの概要や、その履修を通じて得られる能力等に関する情報を記載した資料（例えば、アカデミック・ポートフォリオや欧州におけるディプロマ・サプリメント等）の文書を学位記に添付することが望ましい。

(5) 教育研究活動の評価

プログラムにかかる教育研究活動の評価については、各大学の自己点検・評価、認証評価など大学単位で実施する際、あるいは専門職大学院において課程単位で

務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、プログラムの終了時の際の手続、その他プログラムの形成及び実施のために必要な基本的な方針について取り決めること。協定等を設ける際は、各関係大学が協定を通じてどのような連携活動を展開しようとしているのか、その意思について十分に確認すること。これにより、例えば了解を得ずに関係大学が自らの大学の学生に学位を授与するといった、適切に責任を果たすことが困難な事態になることのないよう留意すること。

また、協定に基づき関係大学との調整や重要事項について協議を行うため、権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成される協議会等を設け、定期的に開催すること。さらに、プログラムを組織的かつ継続的に運営するため、各関係大学において窓口となる担当部署を設定し、情報の共有や各種問合せへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など、組織的な教育連携を図るよう留意すること。

(3) カリキュラムの編成

第一に、カリキュラムの編成に当たり、関係大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認すること。

次に、カリキュラムの編成の際には、関係大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）について確認するとともに、学位取得に向けたタイムスケールや履修の順序、単位互換の手続、アカデミックカレンダーの相違、履修すべき科目と学生が選択可能な科目の整理等について十分に確認し、学生の履修に支障がないようにすること。また、コースワークを重視し、授業内容を反映した科目名によるカリキュラムの構成に留意するとともに、関係大学における単位制度も踏まえつつ、単位の実質化を軽視することのないよう、厳密に確認すること。その際、単位互換の枠組みについては、既に国際的に実施されている枠組みの活用も考えられること。

また、魅力あるプログラムを形成するとともに、カリキュラムの調整や交流の促進が円滑に行われるよう、双方の大学が英語等による授業や課程を提供するなどの工夫を図ること。さらに、教育内容の質を保証するとともに、学生の負担を減らす観点から、担当教員が双方の大学に出向いて共同指導を行う等工夫すること。

その上で、カリキュラムを充実するとともに、その可視化を図る観点から、関係大学間の議論や対話を通じて学位を取得するに当たり達成すべき能力を明確にするとともに、例えばGPAの導入や評価に係る教員間の相互チェックなど、透明性、客観性の高い、厳格な成績評価が行われるよう留意すること。

なお、形成するプログラムが修士課程又は博士課程の場合、学生が全ての関係大学の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について全ての関係大学から教員を主担当又は副担当として定めるなど、適切な管理を行うこと。

(4) 学位審査

学位審査については、各大学において適切に行われることを前提としつつ、例えば論文の提出が求められる場合、各関係大学に提出する論文の数や内容、トピックの選択、使用言語、論文受理の要件、論文審査のタイムスケジュールや審査体制、論文指導における関係大学による共同指導の在り方などにつき、相手大学の制度や実情も踏まえつつ、十分に検討すること。学位審査に当たり、関係大学と十分に協議し、適切に行うこと。また、各国の学位制度や適切な質の保証を踏まえつつ、例えば我が国の修士課程において、論文の提出に代えて特定課題についての研究成果の提出を求めるなどの対応も考えられること。なお、一つの論文で複数の大学においてそれぞれ学位を取得可能とするプログラムについては、質の保証の観点から疑念を持たれないよう、引き続き慎重な検討が必要である。その際、修士課程・博士課程における学位審査については、学位審査委員会に関係大学の教員を構成員として加えることが考えられるが、その場合は、学位規則第5条の協力者とするなどの対応をとること。

なお、学位記の発行に際しては、当該プログラムの概要や、その履修を通じて得られる能力等に関する情報を記載した資料（例えば、アカデミック・ポートフォリオや欧州におけるディプロマ・サプリメント等）の文書を学位記に添付することが望ましい。

(5) 教育研究活動の評価

プログラムにかかる教育研究活動の評価については、各大学の自己点検・評価、認証評価など大学単位で実施する際、あるいは専門職大学院において課程単位で

<p>その教育研究活動の状況について認証評価を受ける際に、当該プログラムの状況についても適切に評価を受けること。</p> <p>(6) 学生への支援</p> <p>新入学生のみを対象とするコースや、入学後に希望する学生が応募可能なコース等を設けることが考えられるが、いずれの場合においても、当該プログラムを選択する学生の募集については、具体的な手続を定めること。その際、募集要項等の関係書類等については、原則として公開するよう留意すること。また、想定した募集人員が集まらなかった際の扱いについても、応募した学生に不利益とならないよう、対応策を事前に協議すること。</p> <p>次に、学生の在籍関係については、我が国の大学及び相手大学の両方に同時に在籍する期間が存在する場合は、学生に対する責任等につき遺漏がないよう適切に処理すること。あわせて、学生の学修及び生活面において、関係大学間で継続的に状況把握を行い十分な連絡・情報共有を心がけるとともに、学生が履修上の適切な指導を関係大学において受けることができ、心身ともに健康な学生生活を送ることができるための支援体制を整備するなど、継続的な学生支援体制を関係大学間において構築することに留意しつつ、学生が履修に失敗した場合の扱いについても事前に協議すること。また、複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、学生の便益に配慮するとともに、双方の大学の学生間で公平が図られるよう留意すること。また、全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係大学と十分検討すること。これらの措置を通じて、学生が国内と外国の大学の間を移動することに伴う負担を可能な限り軽減するとともに、学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮すること。</p> <p>なお、当該プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するため、いずれかの大学がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合にも、当該大学の責任の下に、関係当局に助言を求めるとともに、学生に対し、その授業科目を提供することができるようにするなど、あらかじめ、対処方針と必要な方策を定めておくこと。</p> <p>(7) 情報の公開</p> <p>上記の留意点に関する各大学及び関係大学における方針及び検討結果や、当該プログラムの開始後における実施状況等については、質を対外的に保証し説明責任を果たす観点や、当該プログラムの詳細についてあらかじめ学生が把握し、適切な判断や選択が可能となるよう、適切に公開するとともに、関係大学に対しても必要な情報の公開を適宜要請すること。</p> <p>また、大学の取組や当該プログラムを選択した学生の学習成果が社会で広く理解されるよう、各大学において、教育的な効果について学生のみならず広く社会に対して伝えていくこと。</p>	<p>その教育研究活動の状況について認証評価を受ける際に、当該プログラムの状況についても適切に評価を受けること。</p> <p>(6) 学生への支援</p> <p>新入学生のみを対象とするコースや、入学後に希望する学生が応募可能なコース等を設けることが考えられるが、いずれの場合においても、当該プログラムを選択する学生の募集については、具体的な手続を定めること。その際、募集要項等の関係書類等については、原則として公開するよう留意すること。また、想定した募集人員が集まらなかった際の扱いについても、応募した学生に不利益とならないよう、対応策を事前に協議すること。</p> <p>次に、学生の在籍関係については、我が国の大学及び相手大学の両方に同時に在籍する期間が存在する場合は、学生に対する責任等につき遺漏がないよう適切に処理すること。あわせて、学生の学修及び生活面において、関係大学間で継続的に状況把握を行い十分な連絡・情報共有を心がけるとともに、学生が履修上の適切な指導を関係大学において受けることができ、心身ともに健康な学生生活を送ることができるための支援体制を整備するなど、継続的な学生支援体制を関係大学間において構築することに留意しつつ、学生が履修に失敗した場合の扱いについても事前に協議すること。また、複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、学生の便益に配慮するとともに、双方の大学の学生間で公平が図られるよう留意すること。また、全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係大学と十分検討すること。これらの措置を通じて、学生が国内と外国の大学の間を移動することに伴う負担を可能な限り軽減するとともに、学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮すること。</p> <p>なお、当該プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するため、いずれかの大学がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合にも、当該大学の責任の下に、関係当局に助言を求めるとともに、学生に対し、その授業科目を提供することができるようにするなど、あらかじめ、対処方針と必要な方策を定めておくこと。</p> <p>(7) 情報の公開</p> <p>上記の留意点に関する各大学及び関係大学における方針及び検討結果や、当該プログラムの開始後における実施状況等については、質を対外的に保証し説明責任を果たす観点や、当該プログラムの詳細についてあらかじめ学生が把握し、適切な判断や選択を可能にする観点から、適切に公開するとともに、関係大学に対しても必要な情報の公開を適宜要請すること。</p> <p>また、大学の取組や当該プログラムを選択した学生の学習成果が社会で広く理解されるよう、各大学において、教育的な効果について学生のみならず広く社会に対して伝えていくこと。</p>
--	--

No.	国・地域名	認証評価制度				備考	
		評価の種類（名称）					参考URL
		機関別	評価実施主体	プログラム別	評価実施主体		
1	インド	Institutional Accreditation	National Accreditation and Assessment Council (NAAC)	Accreditation	National Board of Accreditation ¹ ほか	http://naac.gov.in/index.php/assessment-accreditation#accreditation	¹ 工学、薬学等の特定分野に関するアクレディテーションを実施。
2	インドネシア	Akreditasi Perguruan Tinggi	Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi (BAN-PT)	Akreditasi Program Studi	BAN-PTほか ¹	https://www.banpt.or.id/	¹ 一部の分野では他のプログラムアクレディテーション機関(LAM)が実施。
3	タイ	Assessment	Office for National Education Standards and Quality Assessment (ONESQA)			http://en.onesqa.or.th/index.php/eqa/eqa-system-left/eqa-system-overview	
4	韓国	Institutional Accreditation	Korean University Accreditation Institute, Korean Council for University Education (KCUE-KUAI)ほか ¹	Program Accreditation	各分野の評価認証機関 ²	https://www.karic.kr/com/cmm/EgovContent/View.do?menuNo=1010104000&lang=eng	¹ KCUE-KUAIは4年制大学を対象。2年制大学の機関別評価は別機関が実施。 ² 医学、歯学等の一部の分野で実施。
5	台湾	Institutional Accreditation	Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT)ほか ¹	Program Accreditation	HEEACTほか ¹	https://tqid.heeact.edu.tw/	¹ HEEACTは大学、独立学院の評価を実施し、科技大学等の評価はTaiwan Assessment and Evaluation Association (TWAEA) が実施。
6	中国	[大学学部レベル] Institutional Evaluation	Higher Education Evaluation Center of the Ministry of Education (HEEC)	[大学学部レベル] Program Accreditation & Evaluation	HEEC	http://www.heec.edu.cn/pgzxyw/wwyt/index.html	
				(大学院レベル)学位授与点合格評価ほか	国务院学位委員会、省政府レベルの学位委員会 ¹	http://www.cdgdgc.edu.cn/xwyyjsjyx/boutus/intro/277270.shtml	¹ 一部の業務をChina Academic Degrees and Graduate Education Development Center (CDGDC)に委託して実施。
7	マレーシア	Institutional Audit	Malaysian Qualifications Agency (MQA)	Full Accreditation ¹	MQA	https://www.mqa.gov.my/pv4/qa.cfm	¹ プログラムが完成年度を迎える年に受審。
8	オーストラリア	Renewing Registration	TEQSA	Renewing Course Accreditation	TEQSA	https://www.teqsa.gov.au/providers	
9	アメリカ	Institutional Accreditation	Council for Higher Education Accreditation (CHEA)又は連邦教育省から認定されたアクレディテーション機関 ¹	Programmatic Accreditation	CHEA又は連邦教育省から認定されたアクレディテーション機関 ²	https://www.chea.org/about-accreditation	¹ 地域別、宗教関連、職業関連の約20機関。 ² 専門分野ごとに約70機関。
10	カナダ		※各州独自の質保証制度による		※各州独自の質保証制度による	https://www.univcan.ca/universities/quality-assurance/provincial-quality-assurance-systems/	
11	アルゼンチン	External Evaluation	National Commission for University Evaluation and Accreditation (CONEAU)又は教育省の認証を受けた民間の評価機関	Accreditation ¹	CONEAU	https://www.nuffic.nl/sites/default/files/2020-08/education-system-argentina.pdf	¹ 大学院プログラム及び医学、工学等の一部の分野の学部プログラムが対象。
12	チリ	Accreditación (institucional)	Comisión Nacional de Acreditación (CNA)	Accreditación (Pregrado, Postgrado) ¹	CNAほか ²	https://www.mifuturo.cl/lainformacion-de-la-calidad/	¹ 「Pregrado」は学部プログラムを指し、医学、歯学及び教員養成分野が対象（受審義務）。「Postgrado」は大学院プログラムを指す。 ² CNA以外にプログラムアクレディテーションを行う機関がみられる。
13	ブラジル	Accreditation	National Education Council (CNE) 又は州の教育カウンシル	Evaluation	[学部プログラム] National Commission for the Evaluation of Higher Education (CONAES) [大学院プログラム] Coordination for the Improvement of Higher Education Personnel (CAPES)	https://www.nuffic.nl/sites/default/files/2020-08/education-system-brazil.pdf	
14	メキシコ	Institutional Accreditation ¹	Federation of Mexican Private Higher Education Institutions (FIMPES)	Accreditation	[学部プログラム] Consejo para la Acreditación de la Educación Superior (COPAES)が認証したアクレディテーション機関 [大学院プログラム] Consejo Nacional de Ciencia y Tecnología (CONACYT)	https://www.nuffic.nl/sites/default/files/2020-08/education-system-mexico.pdf	¹ 私立高等教育機関を対象。なお、公立高等教育機関に対する機関別評価制度の有無は不明。
15	イタリア	Periodic Accreditation	Italian National Agency for the Evaluation of Universities and Research Institutes (ANVUR)	Periodic Accreditation	ANVUR	https://www.anvur.it/en/activities/ava/	
16	英国	登録(設置認可)後モニタリング	OIS ¹			https://www.officeforstudents.org.uk/advice-and-guidance/the-register/	¹ 一番査業務の一部をQuality Assurance Agency for Higher Education (QAA)に委託。
17	オーストリア	Extension of Institutional Accreditation ¹ , Institutional Audit ²	Agency for Quality Assurance and Accreditation Austria (AQ Austria)			https://www.aq.ac.at/en/index.php	¹ 私立高等教育機関、応用科学大学対象 ² 公立大学対象
18	スウェーデン	Institutional Review	Swedish Higher Education Authority (UKÄ)	Programme Evaluation	UKÄ	https://english.uka.se/quality-assurance/quality-assurance-of-higher-education.html	
19	スペイン	Institutional Evaluation	Agencia Nacional de Evaluación de la Calidad y Acreditación (ANECA)	Programme Evaluation	ANECA	http://www.aneca.es/eng/Evaluation-Activities	
20	ドイツ	System Accreditation	欧州質保証機関登録簿 (EQAR) の登録機関の中からGerman Accreditation Council (GAC)が認定したアクレディテーション機関	Programme Accreditation	EQAR登録機関の中からGACが認定したアクレディテーション機関	https://www.akkreditierungsrat.de/en/accreditation-system/accreditation-system	左記のアクレディテーションに加え、「Alternative Procedure」と呼ばれる高等教育機関自らが策定した評価手法をGAC等が承認した上で実施する評価の仕組みもある。
21	フランス	Evaluation of universities and clusters of higher education and research institutions	Haut Conseil de l'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur (Hcéres)	Evaluation of study programmes and doctoral schools	Hcéres	https://www.hceres.fr/en/evaluations	
22	サウジアラビア	Institutional Accreditation	National Commission for Academic Accreditation and Assessment (NCAAA)	Program Accreditation	NCAAA	https://www.kfupm.edu.sa/deanships/dad/Documents/AAC/NCAAA%20Documents/H3.%20Handbook%20Part%203.pdf	
23	トルコ	Institutional External Evaluation	Turkish Higher Education Quality Council (THEQC)	Program Accreditation	THEQCが認証したアクレディテーション機関	https://apnnc.net/country-profile/turkey/qa-of-heis/	
24	南アフリカ	Institutional Quality Assurance Assessment	Higher Education Quality Committee (HEQC) of the Council on Higher Education (CHE)	Programme Quality Assurance Assessment	HEQC	https://www.dhet.gov.za/Registers_DocLib/Register%20of%20Private%20Higher%20Education%20Institutions%202%20August%202021.pdf	